

令和 5 年度 監査年報

岩手県監査委員事務局

令和 6 年 4 月

目 次

監査委員の役割	1
第1 令和5年度監査等の執行状況	2
1 実施計画	2
(1) 基本方針	2
(2) 個別実施方針	2
2 実施状況	5
(1) 定期監査	5
(2) 隨時監査	5
(3) 行政監査	6
(4) 財政的援助団体等監査	6
(5) 現金出納検査	6
(6) 内部統制評価報告書審査	6
(7) 決算審査	6
(8) 定額資金運用基金運用状況審査	7
(9) 健全化判断比率等審査	7
(10) 指定金融機関等監査	8
(11) 部局長業務概況説明	8
(12) 住民監査請求に基づく監査	8
第2 定期監査の結果	9
1 指摘の状況	9
2 事務費の不適当な事務処理に係る監査	10
3 行政監査的視点から行った監査	10
(1) 内部統制の取組状況について	10
(2) 私用車の公用利用に係る事務手続きの状況について	10

[資 料 編]

1 定期監査の実施状況	11
(1) 監査対象機関及び実施箇所数	11
(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数総括表	12
2 隨時監査の結果	13
工事現場監査	13
3 行政監査（特定テーマ）の結果	14
ソーシャルメディアの活用状況等について	14
4 財政的援助団体等監査の結果	33
5 内部統制評価報告書審査意見書の概要	34
6 決算審査	35
(1) 令和4年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	35
(2) 令和4年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	36
(3) 令和4年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	38
(4) 令和4年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	40
(5) 令和4年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要	42
7 定額資金運用基金運用状況審査	44
令和4年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	44
8 健全化判断比率等審査	45
(1) 令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	45
(2) 令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	50
9 監査の組織体制	51

監査委員の役割

監査委員は、地方自治法に基づいて、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し識見を有する者及び県議会議員から選任されている。

○ 監査委員（令和6年4月1日現在）

議会選出委員	2人	五日市 王
		川村 伸浩
識見委員	2人	五味 克仁
		中野 玲子

○ 監査の観点

県の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点のほか、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施している。

○ 監査委員の主な権限

- ・財務監査
- ・行政監査
- ・財政的援助団体等の監査
- ・決算審査
- ・現金出納の検査
- ・住民監査請求による監査
- ・健全化判断比率の審査
- ・内部統制評価報告書の審査



○ 監査の結果に関する報告は、議会及び知事等に提出するとともに、岩手県報により公表している。



第1 令和5年度監査等の執行状況

1 実施計画

(1) 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第12号）に基づき以下のとおり令和5年度における監査等を実施する。

定期監査は、監査対象機関が所掌する財務に関する事務全般について、内部統制の取組状況を踏まえて、よりリスクの高い事務事業に重点化するなど効率的かつ効果的に実施する。その際、定期監査と併せて行うことがより効率的かつ効果的と認められる行政監査についても実施するものとする。

随時監査は、工事現場監査を実施するほか、早期に改善すべきと認められる事項が生じた場合など必要な都度、随時実施するものとする。

行政監査は、定期監査と併せて行うほか、社会的関心が高い課題や複数の監査対象機関で横断的に行う必要が認められる事務等についてテーマを設定して実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

(2) 個別実施方針

ア 定期監査

(ア) 執行方針

令和5年度の定期監査は、監査対象機関における収入、支出、契約、財産管理及び行政運営並びに現金等の出納保管に関する事務事業について、関係帳票・証書類及び担当職員からのヒアリング等により実施する。

監査の実施に当たっては、監査委員監査基準に基づき以下のとおり重点項目等を定め、監査対象機関の内部統制の取組状況やこれまでの定期監査の実施結果等を踏まえ、よりリスクの高い事務事業への重点化とともに、事務事業の経済的、効率的及び有効的な実施という観点を重視するものとする。

監査の結果、留意改善が必要な事案が認められた場合は、事案の指摘、注意等に止まらず、当該事案の発生原因等の把握に努め、早期是正と再発防止、さらにはより良い事務事業の執行につながる措置を講じることが出来るよう監査対象機関等に助言等を行うものとする。

(イ) 重点項目

(財務監査)

- ・ 収入確保の取組状況（債権管理、未収金回収、減免手続等）
- ・ 事務事業の執行状況（委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務、事業目的の達成

(行政監査)

- ・ 内部統制の取組状況（内部統制の不備に該当する事案の発生防止策、自己点検の実施体制等）

(ウ) 繼続調査項目

(財務監査)

- ・ 収入事務（調定の時期及び金額）
- ・ 支出事務（赴任旅費）
- ・ 契約事務（委託業務における長期継続契約の運用状況）
- ・ 財産管理事務（財産管理簿等及び備品管理一覧表等の整理）

(行政監査)

- ・ 私用車の公用利用に係る事務手続きの状況（私用車使用届出簿等の取扱い）

イ 隨時監査

(ア) 工事現場監査

随時監査のうち、工事現場監査は、令和5年6月までに実施計画を定め、同年10月から11月にかけて監査を実施するものとする。

(イ) 隨時監査（3E監査）

定期監査の結果、特に経済性、効率性及び有効性に着目して引き続き他の監査対象機関における執行状況を横断的に監査の上、その結果を検討する必要が生じるなどした場合には、隨時に監査を実施するものとする。

(ウ) その他の随時監査

その他、早期に改善すべきと認められる事項が生じた場合などにおいて、監査委員が必要と認めるときは、隨時に監査を実施するものとする。

ウ 行政監査

(ア) 定期監査と併せて行う行政監査

内部統制の取組状況及び私用車の公用利用に係る事務手続きの状況について、監査を実施するものとする。

(イ) 行政監査（特定テーマ）

特定の課題についてテーマを設定した行政監査は、令和5年6月までにテーマの決定と実施計画の策定を行い、同年12月までに監査を実施した上で、令和6年3月までに報告書を取りまとめるものとする。

(ウ) その他の行政監査

その他、監査委員が必要と認めるときは監査を実施するものとする。

エ 財政的援助団体等監査

(ア) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るもののが出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和5年度監査の実施に当たっては、令和4年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する。

(イ) 重点項目

a 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等

- ・財政的援助金の受入れは必要な時期に適正に行われているか。
- ・財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
- ・計画と実施内容は相違していないか。

b 出資している団体等

- ・収入及び支出の各事務は、帳簿その他証拠書類により整備され、かつ、適正に行われているか。
- ・基本財産はその目的に沿い最も確実かつ有利な方法により保管及び管理されているか。
- ・利益処分は適正に行われているか。
- ・事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。

C 公の施設の管理を行わせている団体等

- ・協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
- ・仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

才 現金出納検査

(ア) 執行方針

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、令和5年度現金出納検査を以下のとおり実施する。

毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて、毎月、前月分を対象として、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書類の審査等により実施する。

(イ) 重点項目

- a 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金に属する現金
 - ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
 - ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
 - ・収入支出手続きは適正に行われているか
- b 公営企業会計
 - ・現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
 - ・調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
 - ・現金は確実かつ有利な方法で安全に運用されているか

カ 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和5年7月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

キ 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和5年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

ク 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和5年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

ケ その他

(ア) 指定金融機関等監査

指定金融機関等監査は、監査委員が必要と認めるときに実施するものとする。

(イ) 各部局業務概況説明

各部局業務概況説明は、各部局の監査の総括として令和5年9月に実施するものとする。

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

令和5年度の定期監査の実施状況は、監査対象 342 機関（普通会計 313 機関、企業会計 29 機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は 100%である。

区分	令和5年度			令和4年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	313	313	100.0%	316	316	100.0%
企業会計	29	29	100.0%	29	29	100.0%
計	342	342	100.0%	345	345	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	88
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	18
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	2
	6月～8月	本庁（流域下水道事業）	企業会計	1
		医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	15
		企業局本庁	企業会計	1
小 計				191
期中監査	9月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	38
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	102
		県立病院	企業会計	11
	小 計			
合 計				342

(2) 隨時監査

ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和5年度は、8機関、12箇所について実施した。

イ 隨時監査（3E監査）

定期監査の結果、特に経済性、効率性及び有効性に着目して引き続き他の監査対象機関における執行状況を横断的に監査の上、その結果を検討する必要が生じるなどした場合には、隨時に監査を実施するものとしている。

令和5年度は、定期監査等を踏まえ随時監査として実施する必要がある事案はなかったことから実施しなかった。

ウ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和5年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかったことや、社会的な関心が高い事案が発生していないことから実施しなかった。

(3) 行政監査

ア 定期監査と併せて行う行政監査

定期監査の中で財務監査と一体的・総合的に実施した。

また、定期監査等実施計画の中で、次のとおり重点項目等を定めて実施した。

- ・内部統制の取組状況
- ・私用車の公用利用に係る事務手続きの状況

イ 行政監査（特定テーマ）

令和5年度においては、「ソーシャルメディアの活用状況等について」をテーマとして、近年急速に普及しているソーシャルメディアについて、県民に対する効率的・効果的な情報発信に資することを目的としてその活用状況や効果について監査とともに、ソーシャルメディアの適正運用に資することを目的として、情報セキュリティ対策が適正に実施されているかについて監査を実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

ウ その他の行政監査

その他の行政監査は、監査委員が必要と認めるとき監査を実施するものとしている。

令和5年度は、必要と認める事案がなかったことから実施しなかった。

(4) 財政的援助団体等監査

令和5年度は、監査対象60団体のうち、23団体（出資団体5団体、補助等財政的援助7団体、指定管理者6団体：複数該当5団体）を実施し、その実施率は38.3%である。

(5) 現金出納検査

令和5年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認とともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 内部統制評価報告書審査

令和4年度岩手県内部統制評価報告書の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料と照合精査するとともに、評価対象年度について実施した監査等によって得られた知見に基づき検証を行うなど厳正に実施し、令和5年9月7日に知事に審査意見書を提出した。

(7) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和5年9月7日に知事に審査意見書を提出了。

イ 公営企業会計の決算審査

令和4年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和5年9月7日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計及び岩手県流域下水道事業会計の4会計の決算審査意見書を提出了。

(8) 定額資金運用基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

令和4年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って確実かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和5年9月7日に知事に審査意見書を提出了。

(9) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率審査 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和5年9月7日に知事に審査意見書を提出了。

区分	令和4年度	令和3年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	12.8	13.3	△ 0.5	25.0	35.0
将来負担比率	204.4	200.6	3.8	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、令和4年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、

算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和5年9月7日に知事に審査意見書を提出した。

会計名	令和4年度	令和3年度	増減	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(10) 指定金融機関等監査

令和5年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しなかった。

(11) 部局長業務概況説明

令和5年9月12日から13日に、知事部局（12部局）、教育委員会及び警察本部を対象に、各部局の令和4年度歳入歳出決算の概況及び当面する諸課題について、部局長業務概況説明を実施した。

(12) 住民監査請求に基づく監査

令和5年度において、当該請求はなかった。

第2 定期監査の結果

1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は38件（普通会計27件、企業会計11件）となっており、令和4年度に比べて16件増加している。

主な内容は、納期限が不適当なものなど収入事務が8件、諸手当の誤支給など支出事務が10件、変更契約の時期が不適当なものなど契約事務7件、工事の執行が1件、物品の取得、管理又は処分の手続など財産管理が9件、行政事務が3件となっている。

なお、指摘としたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	R5年度 件数	R4年度 件数	増減
予算経理		(0件)	0	0	0
収入事務	○調定を行っていないもの	県北農業研究所 (1件)	8	2	6
	○調定が遅れているもの	ふるさと振興企画室 宮古土木センター (2件)			
	○納期限が不適当なもの	管財課 総務事務センター 盛岡) 林務部 県北) 農政部 (4件)			
	○収入証紙収納額の報告を誤っているもの	宮古土木センター (1件)			
支出事務	○支払を行っていないもの	遠野病院 (1件)	10	6	4
	○支払が遅れているもの	産業経済交流課 大船渡病院 (2件)			
	○所属年度又は歳出科目を誤っているもの	大船渡農業改良普及センター (1件)			
	○支出金額を誤っているもの	中部病院 岩手警察署 (2件)			
	○報酬、諸手当、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	県北) 保健福祉環境部 胆沢病院 磐井病院 (3件)			
	○資金前渡清算書の提出が遅れているもの	人事課 (1件)			
契約事務	○変更契約の理由又は時期が不適当なもの	漁港漁村課 北上土木センター 企業局 流域下水道事業会計 (4件)	7	5	2
	○その他契約事務の不適当	団体指導課 畜産研究所 野外活動センター (3件)			

工事の執行	○検査の内容、時期、方法等が不適当なもの	久慈病院 (1件)	1	0	1
補助金事務		(0件)	0	0	0
財産管理	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの	中部病院 (1件)	9	4	5
	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	産業経済交流課 中部病院 千厩病院 (3件)			
	○帳簿残高と現物が一致しないもの	県北) 経営企画部 林業技術センター (2件)			
	○物品の保管方法が不適当なもの	若者女性協働推進室 (1件)			
	○物品出納に関する帳票整理が不適当なもの	農業振興課 (1件)			
	○収入未済に対する徴収努力が不足しているもの	沿岸) 土木部 (1件)			
行政事務	○執行管理体制の不適当(執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	沿岸) 土木部 生涯学習文化財課 総合教育センター (3件)	3	5	△ 2
計			38	22	16

2 事務費の不適当な事務処理に係る監査

過去に発生した需用費等の不適当な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適当な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 内部統制の取組状況について

適切に内部統制制度が運用されているかを確認するため、各監査対象機関における実施体制やリスク分析の状況、不適切事案の再発防止策の取組状況などを点検・確認することにより、内部統制の取組状況に係る監査を行った。

(2) 私用車の公用利用に係る事務手続きの状況について

私用車の公用利用に係る事務手続きが各監査対象機関において正確に理解され、適正に運用されているかを確認するため、私用車使用届出簿等の提出の状況や決裁の状況などを点検・確認することにより、当該事務手続きに係る監査を行った。

(資料編)

1 定期監査の実施状況

(1) 監査対象機関及び実施箇所数

区分			監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	(単位: 箇所、%)
定期監査	普通会計	本 庁	75	75	100.0
		広域振興局	65	65	100.0
		知事部局以外の出先機関	総務部所管	1	100.0
			復興防災部所管	2	100.0
			ふるさと振興部所管	1	100.0
			環境生活部所管	3	100.0
			保健福祉部所管	17	100.0
			商工労働観光部所管	8	100.0
			農林水産部所管	22	100.0
	他の執行機関等	県土整備部所管	2	2	100.0
		小 計	56	56	100.0
		小 計	196	196	100.0
		計	313	313	100.0
企業会計	企業会計	本 庁	1	1	100.0
		医療局	1	1	100.0
	合計	病 院	26	26	100.0
		企 業 局	1	1	100.0
		計	29	29	100.0
	(参考) 令和4年度の状況		(345)	(345)	(100.0)

(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表

ア 普通会計

監査対象機関	本 庁															広域振興局					広域振興局以外の出先機関等					(参考) 令和4年度の状況																	
	知事部局								他の執行機関等							本 庁 計	広域振興局				広域振興局以外の出先機関等																						
	政策企画部	総務部	復興防災部	ふるさと振興部	文化スポーツ部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部	県土整備部	I L C 推進局	出納局	知事部局 計	議会事務局	人事委員会事務局	監査委員会事務局	公安委員会事務局	労働委員会事務局	海区漁業調整委員会事務局	収用委員会事務局	警察本部	他の執行機関等 計	総務部・県税部・センター	経営企画部・地域振興センター	保健福祉環境部・センター	農林部・振興センター	水産部・振興センター	土木部・センター	審査指導監	広域振興局 計	総務部	復興防災部	ふるさと振興部	環境生活部	保健福祉部	商工労働観光部	農林水産部	県土整備部	教育委員会	教育委員会 計	公安委員会	公立学校	教育委員会 計
監査項目																																											
1 予算経理一般																																											
2 収入事務	2	1																																									
3 支出事務	1					1																																					
4 契約事務																																											
5 工事の執行																																											
6 補助金事務																																											
7 財産管理						1	1	1																																			
8 行政事務の執行																																											
計	3	1	1	2	3				10	1								1	11		1	1	1	1		5	9					4	2	2	1	7	27	14					

イ 企業会計

監査対象機関	医療局			企 業 局	流域下水道事業	合計	(参考) 令和4年度の 状況
	本 庁	県 立 病 院	医 療 局 計				
監査項目							
1 予算経理一般							
2 収入事務							
3 支出事務	5	5				5	1
4 契約事務				1	1	2	3
5 工事の執行	1	1				1	
6 補助金事務							
7 財産管理	3	3				3	1
8 行政事務の執行							3
計	9	9	1	1		11	8

ア+イ 合計

普通会計	企業会計	合計	(参考) 令和4年度の 状況
8		8	2
5	5	10	6
5	2	7	5
	1	1	
6	3	9	4
3		3	5
27	11	38	22

※ 指摘とは、監査指摘基準(平成18年2月27日制定)別表第1又は別表第2の区分に該当するもので、「留意改善を要する事項」として報告及び公表したものである。

2 隨時監査の結果

工事現場監査

県営建設工事 12件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
保健福祉部障がい保健 福祉課	みたけの杜整備事業み たけの杜新築（建築）工 事	監査対象機関で処 理している事務のう ち、県営建設工事につ いて、関係帳票及び現 地を調査し監査を行 った。	工事の契約、完成検 査、繰越等の事務及び 施工が適正に行われ ているか、並びに工事 が経済的、効率的かつ 効果的に行われてい るかに着眼して監査 を行った。	留意改善を要する事 項は、次のとおりであ る。 工事請負契約に当た り、変更契約後の設計図 書に誤りがあったので、 適正な事務の執行に努 められたい
"	みたけの杜整備事業み たけの杜新築（機械設 備）工事	"	"	監査した限りにおい て、監査の対象となつた 事項が、法令に適合し、 正確で、経済的、効率的 かつ効果的に行われて おり、おむね良好と認 められた。
農林水産部漁港漁村課	海岸高潮対策事業大船 渡漁港海岸高潮対策（永 沢地区防潮堤その3）ほ か工事	"	"	"
県土整備部砂防災害課	河川等災害復旧事業一 般国道107号大石地区 仮橋架設工事	"	"	"
県南広域振興局土木部 北上土木センター	河川等災害復旧事業一 般国道107号大石地区 道路施設変状応急対策 工事	"	"	"
沿岸広域振興局水産部 宮古水産振興センター	水産生産基盤整備事業 音部漁港水産生産基盤 整備（-2.5m航路ほか） 工事	"	"	"
"	水産生産基盤整備事業 音部漁港水産生産基盤 整備（河川切替函渠）工 事	"	"	"
沿岸広域振興局水産部 大船渡水産振興センタ ー	海岸高潮対策事業綾里 漁港海岸高潮対策（防潮 堤付属設備）工事	"	"	"
沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター	河川激甚災害対策特別 緊急事業二級河川小本 川筋乙茂地区河川激甚 災害対策特別緊急（河道 掘削）その3工事	"	"	"
"	地域連携道路整備事業 一般国道455号乙茂地 区道路改良工事	"	"	"
企業局	県南施設管理所増築工 事	"	"	"
企業局	第一北上中部工業用水 道新浄水場取水口ほか 建設（機械設備第一期） 工事	"	"	"

3 行政監査（特定テーマ）の結果 ソーシャルメディアの活用状況等について

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12条）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

ソーシャルメディアの活用状況等について

3 監査の目的

近年、FacebookやX（旧Twitter）などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとした、双方向性を持った情報発信媒体であるソーシャルメディアが急速に普及している。県においては、令和5年3月に岩手県DX推進計画を策定し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を支える基盤整備に係る取組としてインターネットによる情報発信の強化を位置付け、その中でSNSを活用した積極的な情報発信と新たな広報手法の研究・実践に取り組むこととしているところである。

そこで、今後も利用拡大が見込まれるソーシャルメディアについて、県民に対する効率的・効果的な情報発信に資することを目的としてその活用状況や効果について監査を実施するとともに、ソーシャルメディアの適正運用に資することを目的として、情報セキュリティ対策が適正に実施されているかについて監査を実施した。

4 監査の対象

（1）監査対象機関

知事部局、議会、監査委員及び各委員会の事務部局、医療局、企業局の全機関

（2）監査実施期間

令和5年9月～令和5年12月

5 監査の着眼点

（1）ソーシャルメディアの活用状況やその効果について

- ア 県におけるソーシャルメディアの利用状況はどのようにになっているか
- イ 閲覧者の反応分析を行っているか
- ウ 効果的な情報発信のためにどのような工夫を行っているか

（2）ソーシャルメディアに係る情報セキュリティ対策について

- ア 運用手順の策定を行っているか
- イ 適正な運用のための取組を行っているか
- ウ 重大なトラブルが発生していないか

6 監査の実施内容

（1）予備監査

ア ソーシャルメディアの利用状況等について

県全体のソーシャルメディアの利用状況等を調査することを目的として、知事部局、議会、監査委員及び各委員会、医療局、企業局の全342機関に対し、令和5年9月1日時点における業務の用に供するソーシャルメディアに係るアカウント（委託業務又は指

定管理者制度導入施設において、委託業務の受託者（以下「業務受託者」という。）又は指定管理者が同様に利用する場合を含む。）に係る調査票の提出を求め、ソーシャルメディアの利用の有無、利用概要、効果的な情報発信を行うための取組状況及びリスク管理の状況を調査した。

イ ソーシャルメディアの利用に係る制度所管課等の対応について

県のソーシャルメディアの利用推進について中心的な役割を担っている政策企画部広聴広報課（以下「広聴広報課」という。）、また、情報セキュリティ制度所管課であるふるさと振興部科学・情報政策室（以下「科学・情報政策室」という。）、教育委員会事務局教育企画室（以下「教育企画室」という。）及び警察本部警務部情報管理課（以下「警察本部情報管理課」という。）に対し、アに係る制度所管課等の対応について監査調書の提出を求めた。

このうち、広聴広報課及び科学・情報政策室については、提出された監査調書の内容等について実地により担当者から聴取を行うとともに、関係書類の確認を行った。

また、教育企画室及び警察本部情報管理課については、提出された監査調書の内容を精査して、必要に応じて担当者にメール等で確認を行う書面による予備監査を実施した。

（2）本監査

（1）ア及びイのうち、実地による予備監査を実施した機関については実地により、それ以外の機関については書面により、それぞれ本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 ソーシャルメディアの活用状況やその効果について

（1）ソーシャルメディアの利用推進等の体制

広聴広報課は、令和5年度業務方針において、「岩手県公式動画チャンネル（YouTube）やLINE等による、ネット媒体での情報発信の充実・強化」や、「広報やパブリシティに関するスキル向上を目的とした職員研修の計画的な実施」を挙げており、県におけるソーシャルメディアの利用推進について以下のように中心的な役割を担っている。

ア 県公式アカウント等の運用

県では公式アカウントとして「岩手県広聴広報課」（X（旧Twitter））、「岩手県公式動画チャンネル」（YouTube）、「岩手県公式動画サブチャンネル iiiwate いいいわて」（YouTube）、「iiiwate_official」（Instagram）及び「岩手県」（LINE）の5つのアカウントを運用しており、希望する機関からの情報をとりまとめて発信している。

そのうち、LINEアカウントはアンケート機能を実装しており、県民等のニーズ、認知度や傾向の把握を実施している。また、「岩手県公式動画サブチャンネル iiiwate いいいわて」では、令和4年8月から、県職員YouTuberを公募し、県職員が持つスキルや個性を生かして岩手の魅力などを発信している。

イ 県全体のアカウント情報の整理

県公式アカウント以外に、各機関が開設・運営しているアカウントの開設状況について取りまとめを行い、県全体のアカウントの概要や月間投稿数、フォロワー数、運用状況等の把握を行っている。また、取りまとめ結果は全庁向けに参考情報として周知している。

ウ 研修の実施状況

ソーシャルメディアを中心とした職員の情報発信力向上に向けた取組として、広報業務を担当する職員に対して、ソーシャルメディアの利用に係るスキルアップ等について

の研修を実施している。

(2) 機関別のソーシャルメディアの利用状況

ソーシャルメディアの機関別利用割合及び運用主体別アカウント数は【表1】のとおり、監査対象機関 342 機関の 30.7%にあたる 105 機関がソーシャルメディアを利用しており、アカウント数は全体で 228 アカウントであった。

また、運用主体別では、県が直接運用しているアカウントは、全体の 70.6%にあたる 161 アカウント、業務受託者が当該業務にソーシャルメディアを利用しているアカウント（以下「業務委託アカウント」という。）は、全体の 14.9%にあたる 34 アカウント、指定管理者が県の施設においてソーシャルメディアを利用しているアカウント（以下「指定管理アカウント」という。）は、全体の 14.5%にあたる 33 アカウントであった。

【表1】機関別利用割合及び運用主体別アカウント数

機関		対象 機関 数	利用 機関 数	利用 割合	運用主体別アカウント数			
					県	業務 受託 者	指定 管理 者	計
知事部局	本庁	75	35	46.7%	55	27	21	103
	振興局	65	17	26.2%	24	1	4	29
	出先機関	56	19	33.9%	39	1	0	40
	小計	196	71	36.2%	118	29	25	172
医療局及 び企業局	本庁（医・企）	2	2	100.0%	2	0	0	2
	県立病院	26	4	15.4%	6	2	0	8
	小計	28	6	21.4%	8	2	0	10
教育委員 会事務局	本庁	5	2	40.0%	1	0	6	7
	出先機関	10	6	60.0%	4	3	2	9
	県立学校	78	15	19.2%	19	0	0	19
	小計	93	23	24.7%	24	3	8	35
警察本部		18	2	11.1%	6	0	0	6
議会・監査委員及び各委員会		7	3	42.9%	5	0	0	5
計		342	105	30.7%	161	34	33	228

(3) 行政分野別、ソーシャルメディアの種類別及び運用主体別アカウント数

行政分野別、ソーシャルメディアの種類別アカウント数は、【表2】のとおり、幅広い分野で多様な種類のソーシャルメディアが利用されていて、分野別では、商工・労働・観光分野、教育分野及び農林水産分野で 30 以上のアカウントを保有していた。また、ソーシャルメディアの種類別では、X（旧 Twitter）のアカウントが最も多く、全体の 35.5%にあたる 81 アカウントであった。

なお、運用主体別では、業務委託アカウントは環境・生活分野が 13、保健福祉分野が 8 と多く、その発信する情報の主な内容は、イベント情報の発信や事業の紹介等であり、指定管理アカウントは保健福祉分野及び教育分野がいずれも 8 と多く、その発信する情報の主な内容は、県施設の紹介等であった。

【表2】行政分野別、ソーシャルメディアの種類別及び運用主体別アカウント数

行政分野	ソーシャルメディアの種類別アカウント数							運用主体別内訳		
	X (旧Twitter)	Facebook	YouTube	Instagram	LINE	その他の 他	計	県	業務受託者	指定管理者
県政一般	7	3	3	2	2	0	17	17	0	0
防災・震災復興	3	3	0	2	0	1	9	9	0	0
文化・スポーツ	4	4	1	2	2	0	13	8	1	4
環境・生活	9	6	5	2	1	0	23	7	13	3
保健福祉	6	3	9	4	2	0	24	8	8	8
商工・労働・観光	13	9	4	8	1	1	36	28	7	1
農林水産	9	15	2	5	2	0	33	29	0	4
土木・インフラ	15	4	1	2	0	0	22	17	0	5
教育	9	7	12	4	2	1	35	24	3	8
その他	6	2	2	4	2	0	16	14	2	0
計	81	56	39	35	14	3	228	161	34	33

※ソーシャルメディア種別における「その他」の内容は、Tumblr、Weibo 及び Blogger であった。

(4) ソーシャルメディアを利用している理由

【表3】のとおり、アカウント全体の 87.7%にあたる 200 アカウントは、ソーシャルメディアとホームページを使い分けていて、使い分けの内容としては【表4】のとおり、動画・画像を主とした投稿や、速報性の高い投稿に利用するとしたアカウント数がそれぞれ 134、113 あり、既存のホームページでは対応が困難又はソーシャルメディアに優位性がある投稿内容が多く挙げられていた。また、長期間発信する必要のない一過性の情報の投稿に利用するとしているアカウントも 92 あった。

なお、「その他」の内容としては、「ホームページの更新を周知する手段として使用する」や、「イベント等繰り返し周知が必要な場合に使用する」等であった。

【表3】ソーシャルメディアとホームページの使い分け

使い分けの有無	アカウント数	割合
使い分けしている	200	87.7%
使い分けしていない	28	12.3%
計	228	100.0%

【表4】ソーシャルメディアを利用する投稿の内容（複数回答可）

投稿内容	アカウント数	全体に占める割合
動画・画像を主とした投稿	134	58.8%
速報性の高い投稿	113	49.6%
一過性の情報の投稿	92	40.4%
その他	32	14.0%

ソーシャルメディアの種類別の利用する理由について、種類別の 80%以上のアカウントが挙げている理由に着目してみると、【表 5】のとおり、「幅広く情報を拡散できる」ことは X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram、「素早く情報を伝達できる」ことは X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram、LINE となっていて、「動画を配信できる」ことは YouTube のみとなっていた。

そのほか、80%には満たないものの、「情報発信に要する経費が少ない」ことについては、X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram で 60%以上のアカウントが理由として挙げていた。また、ソーシャルメディアの特性である利用者との双方向性を生かして「県民の意見や興味・関心を把握できる」ことも挙げられているが、その割合は多いものでも Facebook の 26.8%であった。

【表 5】利用理由（複数回答可）

理由	ソーシャルメディアの種類(アカウント数・全体に占める割合)									
	X(旧Twitter)	Facebook	YouTube	Instagram	LINE	その他				
幅広く情報を拡散できる	78	96.3%	53	94.6%	23	59.0%	35	100.0%	6	42.9%
素早く情報を伝達できる	77	95.1%	55	98.2%	12	30.8%	28	80.0%	12	85.7%
動画を配信できる	16	19.8%	12	21.4%	37	94.9%	18	51.4%	1	7.1%
情報発信に要する経費が少ない	56	69.1%	35	62.5%	14	35.9%	27	77.1%	4	28.6%
県民の意見や興味・関心を把握できる	13	16.0%	15	26.8%	6	15.4%	8	22.9%	1	7.1%
その他	3	3.7%	2	3.6%	3	7.7%	2	5.7%	4	28.6%
									0	0.0%

※「その他」の内容は、「SNSを利用したハッシュタグキャンペーン（懸賞）を実施するため」等であった。

(5) 情報発信の頻度

情報発信の頻度は、【表 6】のとおり、定期的に情報発信しているアカウントが全体の 49.2%にあたる 112 アカウントであり、そのうち全体の 10.5%にあたる 24 アカウントがほぼ毎日配信していた。また、44.7%にあたる 102 アカウントは「不定期発信」であった。

一方、休止中のアカウントが全体の 6.1%にあたる 14 アカウントあり、これらのアカウントの今後の予定は【表 7】のとおり、継続する予定であるものは全体の 57.1%にあたる 8 アカウント、廃止するか検討中のものは全体の 42.9%にあたる 6 アカウントであった。休止の理由は、「他のソーシャルメディアに移行した」「イベント等が終了した」等であった。また、継続予定の 8 アカウントの理由については、「今後も情報発信の予定がある」、「過去に発信した動画を隨時閲覧してもらう可能性がある（YouTube）」等であった。

【表 6】情報発信の頻度

情報発信頻度	アカウント数	割合	
定期的	ほぼ毎日	24	10.5%
	週に2～3回	35	15.4%
	週に1回	25	11.0%
	月に2～3回	26	11.4%
	月に1回	2	0.9%
	小計	112	49.2%
不定期	102	44.7%	
休止中	14	6.1%	
計	228	100.0%	

※「不定期」には、期間を限定して発信しているものを含む。

【表7】休止中のアカウントの今後の予定

今後の予定	アカウント数	割合
廃止予定	0	0.0%
継続予定	8	57.1%
検討中	6	42.9%
計	14	100.0%

(6) 情報発信業務の作業状況

情報発信を行う担当者数は【表8】のとおり、全体の42.5%にあたる91アカウントで担当者1人が担当していた。

【表8】担当者配置表

担当者数	アカウント数	割合
1人	91	42.5%
2人	46	21.5%
3人	23	10.8%
4人	9	4.2%
5人以上	45	21.0%
計	214	100.0%

※【表6】中の休止中アカウントを除く。

また、情報発信頻度別、情報発信の担当人数別の1か月・1人当たりの作業時間数は、【表9】のとおり、担当人数別では必ずしも明確な傾向がみられるものではないが、ほぼ毎日更新を行っているアカウントは時間数が多い傾向にあり、特に、担当人数が1人ではほぼ毎日発信を行っている場合は、20.3時間とほかの場合よりも多くなっていた。

【表9】情報発信に要する作業時間数（情報発信頻度別、担当人数別）

(単位：時間)

情報発信頻度	担当人数				
	1人	2人	3人	4人	5人以上
ほぼ毎日	20.3	8.3	10.1	0.8	11.3
週に2～3回	4.8	2.6	3.8	2.1	3.9
週に1回	1.9	3.4	3.9	3.3	8.9
月に2～3回	3	6.7	0.7	1.2	1
月に1回	—	2.5	—	—	—
不定期	2.4	5.8	3.3	2.1	4.6

※担当者一人当たり、かつ1か月当たりの時間数

※【表6】中の休止中アカウントを除く。

(7) フォロワー数の状況

行政分野別のフォロワー数(YouTubeはチャンネル登録者数)別アカウント数は、【表10】のとおり、全体の3.5%にあたる8アカウントで、フォロワー数が10,000人以上である一方、全体の31.1%にあたる71アカウントでフォロワー数が100人未満となっているなど、アカウントにより差が大きい状況であった。なお、フォロワー数が10,000人以上のアカウントは【表11】のとおりであり、保健福祉分野で新型コロナウィルス感染症に係る各種情

報発信アカウント、県政一般分野で広聴広報課アカウント、商工・労働・観光分野で観光及び物産情報アカウントや関係人口拡大を目的とした情報発信アカウント、その他の分野で岩手県警察交通部アカウントであった。

【表 10】行政分野別及びフォロワー数別アカウント数

行政分野	フォロワー数区分別アカウント数				計
	100人未満	100人～999人	1,000人～9,999人	10,000人以上	
県政一般	1	11	3	2	17
防災・震災復興	1	1	7	0	9
文化・スポーツ	1	9	3	0	13
環境・生活	11	10	2	0	23
保健福祉	12	7	3	2	24
商工・労働・観光	5	16	12	3	36
農林水産	9	20	4	0	33
土木・インフラ	7	14	1	0	22
教育	19	12	4	0	35
その他	5	8	2	1	16
計	71	108	41	8	228

【表 11】フォロワー数上位のアカウント

種別	行政分野	アカウント名	機関名	内容	フォロワー数(人)
LINE	保健福祉	岩手県新型コロナ対策パーソナルサポート	保健福祉部健康国保課	新型コロナウイルス感染症に係る各種情報発信等を行う	163,135
X（旧Twitter）	県政一般	岩手県広聴広報課	広聴広報課	県政情報や本県の魅力情報の発信等を行う	77,859
YouTube	県政一般	岩手県公式動画チャンネル	広聴広報課	知事記者会見や知事メッセージの他、県政情報や本県の魅力情報の配信等を行う	70,817
X（旧Twitter）	保健福祉	岩手県新型コロナウイルス感染症情報【公式】	保健福祉部健康国保課	新型コロナウイルス感染症に係る各種情報発信等を行う	56,211
Facebook	商工・労働・観光	岩手好好玩	商工労働観光部観光・プロモーション室	台湾における岩手県の観光及び物産等の認知度向上を図る	54,000

種別	行政分野	アカウント名	機関名	内容	フォロワー数(人)
Facebook	商工・労働・観光	いわてのわ	ふるさと振興部地域振興室	県外在住者等が、県内地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大を図る	16,020
X（旧Twitter）	その他	岩手県警察交通部(@IP_koutuu)	警察本部交通部交通指導課	交通指導取締り情報をよりタイムリーかつ幅広く発信しすることで交通安全意識を高め、交通事故抑止につなげる	16,000
X（旧Twitter）	商工・労働・観光	岩手さちこ岩手県公認 VTuber	商工労働観光部観光・プロモーション室	岩手に興味を持つ層に向けて観光地や県産品を中心とした岩手の魅力発信を強化し、岩手ファンの質的拡大を図り消費額拡大を目指す	13,657

（8）閲覧者の反応分析

閲覧者の反応分析の実施状況は、【表 12】のとおり、全体の 43.0% にあたる 98 アカウントでソーシャルメディアの効果的な利用に向けた反応の分析を行っていたものの、57.0% にあたる 130 アカウントでは行っていなかった。

また、分析を行っているアカウントの具体的な分析内容は【表 13】のとおり、いいね等が多い投稿の傾向の把握が全体の 33.3% にあたる 76 アカウント、閲覧数の把握が全体の 31.6% にあたる 72 アカウントであり、閲覧者の興味・関心のある内容を把握するものが挙げられていた。

なお、分析結果の主な活用事例は【表 14】のとおり、閲覧者の反応数やコメント等の分析結果を次回以降の投稿内容等に活用しているものが多かった。

【表 12】閲覧者の反応分析

分析の有無	フォロワー数区分				アカウント数	割合
	100 人未満	100 人～999 人	1,000 人～9,999 人	10,000 人以上		
分析している	22	46	26	4	98	43.0%
分析していない	49	62	15	4	130	57.0%
計	71	108	41	8	228	100.0%

【表 13】分析内容（複数回答可）

分析内容	アカウント数	割合
いいね等が多い投稿の傾向を把握	76	33.3%
閲覧数の把握	72	31.6%
フォロワー数の推移の把握	61	26.8%
リポスト(旧リツイート)やシェアをされることが多い投稿の把握	40	17.5%
コメント内容の把握	38	16.7%
属性(性別、年代、地域等)の把握	22	9.6%

【表 14】分析結果の主な活用事例（複数記載可）

活用事例
・閲覧者がより興味を持った投稿の傾向を把握し、次回以降の投稿に繋げている
・閲覧数が多い投稿のハッシュタグを用いたり、掲載する画像の選択に活用したりしている
・反応が良かった時間帯に重点的に発信している
・フォロワーの年代や居住地、性別などの情報をもとに投稿内容等を考えている
・コメントの内容を次回以降の投稿に反映させている

(9) 利用の効果

ソーシャルメディアを利用したことによる効果については、【表 15】のとおり、全体の 72.8% にあたる 166 アカウントにおいて、特筆すべきものがあるとしていた。

効果があった内容は、【表 16】のとおり、「拡散されることで、広範囲への宣伝になった」が全体の 66.9% にあたる 111 アカウントで最も多く、「閲覧数等により、関心度合いを把握できた」が全体の 46.4% にあたる 77 アカウントであった。

【表 15】利用の効果

特筆すべき効果の有無	アカウント数	割合
特筆すべきものがある	166	72.8%
特筆すべきものはない	62	27.2%
計	228	100.0%

【表 16】効果があった内容（複数回答可）

効果の内容	アカウント数	割合
拡散されることで、広範囲への宣伝になった	111	66.9%
閲覧数等により、関心度合いを把握できた	77	46.4%
施設等の認知度が高まった	60	36.1%
イベント参加者が増加した	58	34.9%
その他	20	12.0%

※「その他」の内容は、「海外に対するPRになった」「事業の経費節減となった」「関連企業から共同研究の打診があった」等であった。

(10) 効果的な情報発信のための工夫

各機関が効果的な情報発信のために工夫している内容は、【表 17】のとおり、多くの人に對して分かりやすくするものや、【表 14】の閲覧者の反応分析結果を活用したものが多かった。

【表 17】効果的な情報発信のために工夫している主な事例

工夫事例
・親しみやすく、分かりやすい言葉で発信している
・詳細を確認できるよう、リンク先の URL 等を記載している
・ハッシュタグを活用している
・閲覧されやすい時間帯に投稿している、定期的・速やかな投稿を心掛けている
・興味を引くよう、動画、画像（写真イラスト）を多く掲載している
・ターゲット層（若者・外国人等）が好みそうな内容の投稿を心掛けている
・県だけでなく市町村等の情報も P R している
・クリック数を分析し、毎回内容を変えて発信している
・外国語を併記し、外国人にも分かりやすい投稿を心掛けている
・字幕を付与し、聴覚に障がいがある方への視聴に配慮している

(11) 研修の実施状況

ソーシャルメディアの効果的な活用を目的として、広聴広報課が令和 4 年度及び令和 5 年度に実施した研修は以下のとおりである。

ソーシャルメディアの利用状況は 3 ページ 【表 1】 のとおり、合計 105 の利用機関があるが、受講人数は 30 人程度にとどまっている。

ア 令和 5 年度広報研修会

- ・開催日：令和 5 年 9 月 12 日（火）（オンライン）（※併せてオンデマンド配信を 9 月 21 日（木）から 10 月 20 日（金）まで実施。）
- ・受講人数：33 人（オンライン 21 人、オンデマンド 12 人）
- ・演題：行政広報におけるメディア活用戦略と住民の行動変容を促すための S N S の活用

イ 令和 4 年度広報研修会

- ・開催日：令和 4 年 12 月 2 日（金）～令和 5 年 3 月 31 日（金）（オンデマンド）
- ・受講人数：30 人
- ・演題：Twitter の各機能の使い方や他団体の活用事例等を学び、県政情報や本県の魅力情報を発信するために必要なスキルを習得

2 ソーシャルメディアに係る情報セキュリティ対策について

(1) ソーシャルメディアの適正運用を確保するための体制

ア 情報セキュリティポリシーの策定及び周知

県では、科学・情報政策室、教育企画室及び警察本部情報管理課において、それぞれ情報セキュリティポリシーを定めている。情報セキュリティポリシーとは、ソーシャルメディアを含む県の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものの総称である。

情報セキュリティポリシーは、国のガイドラインの改正等に伴い適宜見直しを実施している（科学・情報政策室が所管する岩手県情報セキュリティポリシーは直近で令和 5

年10月1日付改正)。改正時には対象機関向けに通知を発出し周知しているほか、対象機関の担当者に対し必要な手続きのリマインドを実施する等、周知徹底を図っている。

イ 研修の実施状況

情報セキュリティに関する研修については、人事課の職制別研修（新採用職員、採用3年目、新任主査、新任主任主査、新任担当課長）において、ソーシャルメディアの利用を含めた「情報セキュリティ」の講義を実施している。

また、教育企画室においては、毎年4月に各県立学校の情報管理者を対象とした研修会を実施している。

(2) 県が運用するアカウントにおける運用手順の策定状況

地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考とすることを目的として総務省が作成した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、ソーシャルメディア利用の際の留意事項を含めた情報セキュリティポリシーの考え方及び内容についての解説や、情報セキュリティポリシーの例文等が記載されている。

ガイドラインでは、ソーシャルメディアを利用する場合、情報セキュリティ対策に係る運用手順を策定することとされているものの、県が運用するアカウントに係る運用手順の策定状況は【表18】のとおりであり、全体の半数近い48.4%で運用手順が策定されていない又は策定の有無が確認できない状況であった。

【表18】運用手順の策定状況（県が運用するアカウント）

策定の有無	アカウント数	対象機関			割合
		知事部局等	県立学校	警察本部	
策定している	83	66	11	6	51.6%
策定していない	77	69	8	0	47.8%
その他	1	1	0	0	0.6%
計	161	136	19	6	100.0%

※対象機関における「知事部局等」…知事部局、議会事務局、監査委員及び各委員会の事務部局、医療局、企業局（県立学校及び警察本部を除く。）

※「その他」の内容は、「資料が確認できず不明」であった。

(3) 県以外の主体が運用するアカウントにおける運用手順の策定状況

ソーシャルメディアで発信される情報は、アカウントの運用主体にかかわらず、県が発信する情報として受け取られることから、業務委託アカウント及び指定管理アカウントについても、県と同様に運用手順を定めることが望ましいと考えられる。

それぞれのアカウントの状況は、3ページ【表1】のとおりであり、その運用手順の策定状況は【表19】及び【表20】のとおり、業務委託アカウントでは全体の70.6%にあたる24アカウントで運用手順を策定しておらず、指定管理アカウントでは全体の78.8%にあたる26アカウントで運用手順を策定していなかった。

【表19】運用手順の策定状況（業務委託アカウント）

策定の有無	アカウント数	割合
策定している	10	29.4%
策定していない	24	70.6%
計	34	100.0%

【表 20】運用手順の策定状況（指定管理アカウント）

策定の有無	アカウント数	割合
策定している	7	21.2%
策定していない	26	78.8%
計	33	100.0%

(4) 情報発信時の承認及び確認状況

ソーシャルメディアに一度掲載された情報は、インターネット上から完全に削除することが難しい。誤った情報や不適切な情報が発信された場合、アカウントが炎上（ウェブ上の特定の対象に対して批判が殺到し、収まりがつかなさそうな状態）する可能性があり、情報発信にあたっては、その内容について必要に応じ組織的な確認を行う等、一定のルールにより運用することが望ましいと考えられる。

情報発信時の承認及び確認状況は、【表 21】のとおり、全体の 84.6% にあたる 193 アカウントで所属長の承認を得て情報発信が行われていた。一方、全体の 15.4% にあたる 35 アカウントでは、承認を得ている場合もあるとしているものも含めて担当者の判断により情報発信が行われており、また、【表 22】のとおり、そのうちの 5 アカウントでは複数人で確認することなく 1 人の担当者の判断で情報発信が行われていた。なお、1 人の担当者の判断で発信を行っている情報の内容について確認したところ、「イベント当日の会場の様子を現地で速やかに発信する必要があるため」といった、専ら即時性が求められる内容であった。

【表 21】所属長等の承認

承認の有無	アカウント数	割合
承認を得ている	193	84.6%
承認を得ていない	18	7.9%
承認を得ている場合と得ていない場合がある	17	7.5%
計	228	100.0%

※「承認を得ている」には、定型文の自動発信や、ホームページの更新情報等、既に別途承認を得た情報を発信しているものを含む。

【表 22】表 21 で「承認を得ている」以外の場合、複数人による確認を行っているか

確認の有無	アカウント数	割合
確認を行っている	30	85.7%
確認を行っていない	5	14.3%
計	35	100.0%

(5) モニタリングの状況

ソーシャルメディアでは開設者以外の者が同一名称のアカウントを作成できる場合があり、そうしたなりすましアカウントで発信される内容も、県が発信した情報として受け取られる可能性がある。総務省の「国民のためのサイバーセキュリティサイト」では、なりすましの被害を防ぐために、定期的に投稿内容をチェックするなどの運用（モニタリング）を推奨している。

モニタリングの実施状況は、【表 23】のとおり、全体の 51.8% にあたる 118 アカウントでモニタリングが実施されていたが、48.2% にあたる 110 アカウントでは実施されていな

かった。

なお、モニタリングの実施頻度は【表 24】のとおりであり、ほぼ毎日実施しているアカウントが全体の 45.8%を占める 54 アカウントで最も多かった。

【表 23】モニタリングの実施状況

実施の有無	アカウント数	割合
実施している	118	51.8%
実施していない	110	48.2%
計	228	100.0%

【表 24】モニタリングの実施頻度

モニタリングの実施頻度	アカウント数	割合
ほぼ毎日	54	45.8%
週に 2~3 回	20	16.9%
週に 1 回	12	10.2%
月に 2~3 回	12	10.2%
月に 1 回	13	11.0%
その他（月に 1 回未満、不定期等）	7	5.9%
計	118	100.0%

(6) トラブル（なりすまし、炎上等）の発生状況

トラブルの発生状況は、【表 25】のとおり、アカウント開設から予備監査までの間に何らかのトラブルが発生したことがあるアカウントは、全体の 1.3%にあたる 3 アカウントであった。

発生したトラブルの内容は、不適切表現が含まれる情報の作成等であったが、いずれも公開前に内部で気付いて対応するなどしており、重大なトラブルの発生は確認されなかつた。

【表 25】トラブルの発生状況

発生の有無	アカウント数	割合
発生したことがある	3	1.3%
発生したことはない	225	98.7%
計	228	100.0%

(7) 休止中のアカウントの取扱いについて

令和 4 年 3 月 1 日付け内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター通知「サイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）」において、サイバー攻撃等のリスク軽減対策として、本人認証を強化することが挙げられており、不要なアカウントについては削除することが望ましいとされている。

本調査結果においては、不要なアカウントに該当するものはなかったが、5 ページ【表 6】及び 6 ページ【表 7】のとおり、休止中とされたアカウントが 14 アカウントあり、そのうち 6 アカウントについては、アカウントの継続又は廃止について検討中のものであつた。

第3 監査意見

近年急速に普及しているソーシャルメディアをより効率的・効果的に活用するとともに、その利用に係るリスク低減のために必要な情報セキュリティ対策に適切に取り組むことは重要である。

ソーシャルメディアの活用状況等について行った今回の行政監査の結果は「第2 監査の結果」に記載のとおりであり、これらの結果に対して次のとおり評価し意見を述べる。

1 全体の評価

ソーシャルメディアの効果的な活用及び情報セキュリティ対策については、監査した限りにおいて、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていて、概ね適切に実施されているものと認められたが、一部に検討を要する事項が見られた。

については、以下の意見に留意し、引き続きソーシャルメディアの効果的かつ適正な運用に努められたい。

2 意見

(1) ソーシャルメディアの活用状況やその効果について

ア ソーシャルメディアの利用一般について【全機関】

ソーシャルメディアは多岐にわたる分野で既存のホームページと併用して広報等に利用されているが、その利用に当たっては、ソーシャルメディアの持つ幅広い情報拡散や素早い情報伝達等の特性を最大限に生かすため、各機関において発信する情報の内容等に応じ、既存の情報発信媒体であるホームページとの使い分けを明確にするとともに、各ソーシャルメディアの特徴を十分に理解して利用することが望ましい。

また、情報発信業務を担当者1人で行っているアカウントが全体の半数近くあり、そのうちほぼ毎日情報発信する場合の1人当たりの作業時間数が特に多くなっていることから、アカウントの開設目的や情報発信業務に要する作業負担も踏まえて、適切な頻度、作業体制を改めて検討されたい。

イ 反応分析の実施及び分析結果の活用について【全機関】

効果的な利用に向けた取組として、全体の半数近いアカウントで反応分析が行われており、閲覧者の興味・関心のある内容等を把握することにより、次回以降の投稿に活用している事例がみられた一方で、反応分析を実施していないアカウントが半数以上確認された。

多くの機関がソーシャルメディアの利用目的として挙げている「幅広い情報拡散」や「素早い情報伝達」を実現するためには、閲覧者の反応分析を行い、より効果的な情報発信に改善していくことが有効と考えられるため、反応分析を実施していないアカウントにおいては、閲覧者の反応が多い投稿の傾向やコメントなどの分析を積極的に行われたい。

ウ 情報発信力の向上について【広聴広報課】

効果的な情報発信を実現するため、広聴広報課においては、既存のホームページに併用してアンケート機能を実装した県公式LINEの活用等の取組が行われていたが、更に県全体の情報発信力の向上のため、県及び関係機関が開設・運営しているアカウントの体系的な整理による効果的な情報発信体制の構築に取り組まれたい。

また、広聴広報課で実施しているソーシャルメディア利用に焦点を当てた研修については、課内でこれまで蓄積されてきたノウハウ等を基にした効果的な研修を企画するとともに、幅広い職員に対する受講の呼びかけに取り組まれたい。

(2) ソーシャルメディアに係る情報セキュリティ対策について

ア リスクマネジメントについて【全機関】

ソーシャルメディアによる情報発信は、利便性が高いがゆえに、誤った情報や不正確な情報が瞬時に広まる、不適切な表現により不測の事態を招く、などのリスクを抱えており、ひとたびトラブルが発生すれば県全体の信用失墜につながるおそれがある。

トラブル発生を防止するための手段として、組織内における統一的な運用手順の策定が有効と考えられ、ガイドラインにおいても運用手順を策定することとされている。

現時点において重大なトラブルの発生は確認されなかつたものの、利用機関のアカウントにおいて、運用手順を策定していない事例が確認されたため、運用手順を策定していない機関は速やかに策定されたい。

イ セキュリティポリシーの周知について【科学・情報政策室、教育企画室】

各制度所管課においては、情報セキュリティポリシーの必要に応じた見直しや周知、情報セキュリティに関する研修の実施等の対応が適切に取られていたが、上記アのようにリスクマネジメントに不備が認められる機関が存在する状況を踏まえ、一層の取組の徹底に努められたい。

ウ 業務委託及び指定管理施設における運用について【科学・情報政策室】

業務委託アカウント及び指定管理アカウントでは、独自に運用手順を策定しているアカウントも一部確認できたものの、半数を超えるアカウントで運用手順を策定していないことが確認された。

ソーシャルメディアで発信される情報は、アカウントの運用主体にかかわらず、県が発信する情報として受け取られることから、委託事業者及び指定管理者においても県と同様に運用手順を定める等リスク管理が行われるよう対策を講じる必要がある。

については、業務委託又は指定管理施設においてソーシャルメディアを運用する場合は、リスク管理に向けて必要となる要件を契約書、仕様書又は協定書へ記載するなど、適切な対応を図るよう、所管する機関に対し周知されたい。

エ 情報発信時の確認について【全機関】

情報発信時の確認については、所属長の承認を得て情報発信が行われているアカウントが多数確認された一方で、即時性を求める内容については担当者の判断により情報発信を行っている事例も確認された。誤った情報や不適切な情報が発信された場合のリスクを踏まえれば、事前承認の手続きの必要性は認められるものの、発信する情報の内容によっては、担当者判断による投稿の必要性も認められることから、各機関においては、運用手順に情報発信の都度の所属長による承認の要否や、承認を不要とした場合の情報発信の確認方法を定めるなど、適切な情報発信が行われるための仕組みの構築について検討されたい。

オ モニタリングの実施について【全機関】

モニタリングの実施については、実施しているアカウントと実施していないアカウントが約半数ずつに分かれる結果となった。

アカウントのなりすまし等のトラブルの発生を防ぐため、各機関で定める運用手順において、定期的なモニタリングの実施やその頻度について定めることを検討されたい。

カ 休止アカウントの取扱いについて【全機関】

今後、新たな情報を発信する見込みがない休止アカウントが一部確認されたため、不正アクセス等によるトラブル発生のリスクを低減させる観点からも、アカウント継続の必要性について早期に検討し、検討の結果不要と判断されたアカウントについては、速やかにアカウントを廃止されたい。

【参考資料】

1 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)（抜粋）

(第2 監査の結果 2(2)関係)

第2章 情報セキュリティ対策基準 (解説)

8. 業務委託と外部サービスの利用

8.3. 外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱わない場合）

【趣旨】

機密性2以上の情報を取り扱わない場合であって、外部サービス提供先における高いレベルの情報管理を要求する必要がない場合においても、種々の情報を送信していることを十分認識し、リスクを十分踏まえた上で利用の可否を判断して利用することが求められる。一方、機密性2以上の情報を取り扱う場合と同等のセキュリティ対策を求めるることは外部サービスの利用推進を妨げるものであるため、機密性2以上の情報を取り扱わない前提で外部サービスを利用する場合は、「8.3. 外部サービスの利用（機密性2以上の情報を取り扱わない場合）」で定めた遵守事項に従って情報セキュリティ対策を適切に講ずることが求められる。

【例文】

(1) 外部サービスの利用に係る規定の整備

統括情報セキュリティ責任者は、以下を含む外部サービス（機密性2以上の情報を取り扱わない場合）の利用に関する規定を整備すること。

- (ア) 外部サービスを利用可能な業務の範囲
- (イ) 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続
- (ウ) 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理
- (エ) 外部サービスの利用の運用手順

(2) 外部サービスの利用における対策の実施

①職員等は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で機密性2以上の情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用を申請すること。また、承認時に指名された外部サービス管理者は、当該外部サービスの利用において適切な措置を講ずること。

②情報セキュリティ責任者は、職員等による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定すること。また、承認した外部サービスを記録すること。

(解説)

(1) 外部サービスの利用に係る規定の整備

①統括情報セキュリティ責任者は、以下のようなリスクを受容するか又は低減するための措置を講ずることが可能であるかを十分検討した上で、許可する業務の範囲を決定する必要がある。

(ア) 検討すべきリスクの例

- ・外部サービス提供者は、保存された情報を自由に利用することが可能である。また、約款、利用規約等でその旨を条件として明示していない場合がある。加えて、外部サービス提供者は、利用者から収集した種々の情報を分析し、利用者の関心事項を把握し得る立場にある。
- ・情報が改ざんされた場合でも、利用形態によっては外部サービス提供者が一切の責任を負わない場合がある。
- ・外部サービス提供者が海外のデータセンター等にサーバ装置を設置してサービス

を提供している場合は、当該サーバ装置に保存されている情報に対し、現地の法令等が適用され、現地の政府等による検閲や接収を受ける可能性がある。

- ・突然サービス停止に陥ることがある。また、その際に預けた情報の取扱いは保証されず、損害賠償も行われない場合がある。約款の条項は一般的にサービス提供者に不利益が生じないようになっており、このような利用条件に合意せざるを得ない。また、サービスの復旧についても保証されない場合が多い。
- ・保存された情報が誤って消去又は破壊されてしまった場合に、サービス提供者が情報の復元に応じない可能性がある。また、復元に応じる場合でも復旧に時間がかかることがある。
- ・約款及び利用規約の内容が、外部サービス提供者側の都合で利用開始後事前通知等無しで一方的に変更されることがある。
- ・情報の取扱いが保証されず、一旦記録された情報の確実な消去は困難である。
- ・利用上の不都合、不利益等が発生しても、サービス提供者が個別の対応には応じない場合が多く、万が一対応を承諾された場合でも、その対応には時間が必要なことが多い。

②統括情報セキュリティ責任者は、自組織において機密性2以上の情報を取り扱わない前提で外部サービスを業務に利用する場合は、以下を例に利用手続を定めること。

(ア) 利用申請の許可権限者

(イ) 利用申請時の申請内容

- ・外部サービスの名称（必要に応じて機能名までを含む）
- ・外部サービス提供者の名称
- ・利用目的（業務内容）
- ・取り扱う情報の格付
- ・利用期間
- ・利用申請者（所属・氏名）
- ・利用者の範囲（自組織の関係者内に限る、部局内に限るなど）
- ・選定時の確認結果

③情報セキュリティ責任者は、機密性2以上の情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用状況を、以下を例に管理すること。

(ア) 利用申請の許可権限者は、申請ごとに外部サービス管理者を指名すること。

(イ) 利用承認した外部サービスは、その内容を遅滞なく記録するよう運用ルールを定め、常に最新の外部サービスの利用状況を把握できるようにする。記録する際は、以下を例とする項目を記録し自組織内で共有すること。

- ・外部サービスの名称（必要に応じて機能名までを含む）
- ・外部サービス提供者の名称
- ・利用目的（業務内容）
- ・取り扱う情報の格付
- ・利用期間
- ・利用申請者（所属・氏名）
- ・利用者の範囲（自組織の関係者内に限る、部局内に限るなど）。
- ・外部サービス管理者（所属・氏名）

④情報セキュリティ責任者は、機密性2以上の情報を取り扱わない前提で外部サービスを業務に利用する場合は、以下を例に運用手順定めること。

(ア) サービス利用中の安全管理に係る運用手順

- ・サービス機能の設定（例えば情報の公開範囲）に関する定期的な内容確認
- ・情報の滅失、破壊等に備えたバックアップの取得
- ・利用者への定期的な注意喚起（禁止されている機密性2以上の情報の取扱いの有無の確認等）

(イ) 情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

2 国民のためのサイバーセキュリティサイト（抜粋）

(第2 監査の結果 2(5)関係)

SNSを利用する際の情報セキュリティ対策

SNSは、一般の利用者相互のコミュニケーションのために広く使われていますが、最近ではビジネスでの利用も進んできています。企業や組織の職員の多くが個人としてSNSを利用するようになり、また企業や組織が広報戦略の一環としてSNSを積極的に活用する機会が増えています。

一方、SNSには社会的に不適切な内容の発言に対して激しい非難が浴びせられるなどの反応が起きることがあり、企業や組織にとってリスクとなっています。こうした発言による問題については、組織として、SNSの利用に関するルールを決め、社員・職員に周知をして守らせましょう。特に組織を代表する公式アカウントについては、アカウントや投稿内容などを十分に管理することが大切ですし、パスワードの管理も含めて利用状態を適切に把握し、しっかりと管理するようにしましょう。

SNSでは本人以外が同一名称のアカウントを作成できる場合があり、そうしたなりすましアカウントで発言される内容も会社のブランドイメージに影響を与えます。こうしたなりすましの被害にあわないためにも、定期的に発言をチェックするなどの運用を検討しましょう。また公式アカウントなどを取得できるSNSでは、企業・組織の正式な発信を区別するため、公式アカウントを取得することも一つの方策です。

3 令和4年3月1日付け内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター通知「サイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）」（抜粋）

(第2 監査の結果 2(7)関係)

サイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）

昨今の情勢を踏まえるとサイバー攻撃事案のリスクは高まっていると考えられます。本日、国内の自動車部品メーカーから被害にあった旨の発表がなされたところです。

政府機関や重要インフラ事業者をはじめとする各企業・団体等においては、組織幹部のリーダーシップの下、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、以下に掲げる対策を講じることにより、対策の強化に努めていただきますようお願いいたします。

また、中小企業、取引先等、サプライチェーン全体を俯瞰し、発生するリスクを自身でコントロールできるよう、適切なセキュリティ対策を実施するようお願いいたします。

さらに、国外拠点等についても、国内の重要システム等へのサイバー攻撃の足掛かりになることがありますので、国内のシステム等と同様に具体的な支援・指示等によりセキュリティ対策を実施するようお願いいたします。

実際に情報流出等の被害が発生していなかったとしても、不審な動きを検知した場合は、早

期対処のために速やかに所管省庁、セキュリティ関係機関に対して連絡していただくとともに、警察にもご相談ください。

1 リスク低減のための措置

- パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化する。
- IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握する。特に VPN 装置やゲートウェイ等、インターネットとの接続を制御する装置の脆弱性は、攻撃に悪用されることが多いことから、セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用する。
- メールの添付ファイルを不用意に開かない、URL を不用意にクリックしない、連絡・相談を迅速に行うこと等について、組織内に周知する。

4 財政的援助団体等監査の結果

(1) 指摘の内容

監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、財政的援助等の目的に沿って行われており、概ね良好と認められた。なお、留意改善を要する事項（指摘）は次のとおり。

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号 2 5 1	監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分
1 財務	2 5 1	収入事務	その他収入事務の不適当	令和4年度岩手県公会堂年次報告書において、利用料金収入に、自主事業で利用した施設等の利用料金の一部を計上していないもの	令和4年度岩手県公会堂管理年次報告書において、利用料金収入に、自主事業で利用した施設等の利用料金の一部4,917,800円を計上していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	第一商事株式会社・学校法人龍澤学館・株式会社アイ・ビー・シー・開発センター・株式会社総合企画新和グループ	指摘

(2) 監査台帳（抜粋）

監査対象機関	財政的援助団体 又は 債務保証団体			本監査 年月日	担当監査委員	県 報		監査対象年度	摘要	
	補助	貸付	損失補償等			出資 (出捐)	指定 管理 者			
公益社団法人岩手県私学振興会	◎	○		令和5年11月7日	五日市 王 中野玲子	令和5年12月8日	40	令和4年度	ふるさと振興部	
岩手県北自動車株式会社	◎			令和5年11月7日	五日市 王 中野玲子	令和5年12月8日	40	令和4年度	ふるさと振興部	
岩手県三陸鉄道強化促進協議会	◎			令和5年11月7日	川村伸浩 五味克仁	令和5年12月8日	40	令和4年度	ふるさと振興部	
公益財団法人いわて愛の健康づくり財團			◎	令和5年11月7日	五日市 王 中野玲子	令和5年12月8日	40	令和4年度	保健福祉部	
株式会社クリーントピアいわて			◎	令和5年11月7日	川村伸浩 五味克仁	令和5年12月8日	40	令和4年度	商工労働観光部	
一般社団法人岩手県建設業協会	◎			令和5年11月7日	川村伸浩 五味克仁	令和5年12月8日	40	令和4年度	県土整備部	
公益財団法人岩手県土木技術振興協会			◎	令和5年11月7日	五日市 王 中野玲子	令和5年12月8日	40	令和4年度	県土整備部	
公益財団法人岩手県下水道公社			◎	令和5年11月7日	川村伸浩 五味克仁	令和5年12月8日	40	令和4年度	県土整備部	
株式会社図書館流通センター				◎	令和5年11月7日	五日市 王 中野玲子	令和5年12月8日	40	令和4年度	教育委員会事務局
ジェイアールバス東北株式会社	◎			令和5年11月9日	五日市 王 中野玲子	令和5年12月8日	40	令和4年度	ふるさと振興部	
公益財団法人さんりく基金	○		◎	令和5年11月21日	川村伸浩 五味克仁	令和5年12月8日	40	令和4年度	ふるさと振興部 商工労働観光部	
高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体			◎	令和6年2月6日	五日市 王 中野玲子	令和6年3月1日	15	令和4年度	県土整備部	
公益財団法人岩手県消防協会			◎	令和6年2月8日	川村伸浩 中野玲子	令和6年3月1日	15	令和4年度	復興防災部	
公益社団法人岩手県バス協会	◎			令和6年2月8日	五日市 王 五味克仁	令和6年3月1日	15	令和4年度	ふるさと振興部	
第一商事株式会社・学校法人龍澤学館・株式会社アイ・ビー・シー・開発センター・株式会社総合企画新和グループ			◎	令和6年2月8日	五日市 王 五味克仁	令和6年3月1日	15	令和4年度	文化スポーツ部	
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会	◎		○	令和6年2月8日	川村伸浩 中野玲子	令和6年3月1日	15	令和4年度	保健福祉部	
セントラルスポーツ株式会社・株式会社盛岡総合ビルメンテナンスグループ			◎	令和6年2月9日	五日市 王 五味克仁	令和6年3月1日	15	令和4年度	文化スポーツ部	
公益財団法人岩手県文化振興事業団			◎ ○	令和6年2月9日	五日市 王 五味克仁	令和6年3月1日	15	令和4年度	文化スポーツ部 教育委員会事務局	
公益財団法人いわてリハビリテーションセンター			◎ ○	令和6年2月9日	五日市 王 五味克仁	令和6年3月1日	15	令和4年度	保健福祉部	
株式会社岩手ソフトウェアセンター			◎	令和6年2月9日	五日市 王 五味克仁	令和6年3月1日	15	令和4年度	商工労働観光部	
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	○		◎	令和6年2月9日	川村伸浩 中野玲子	令和6年3月1日	15	令和4年度	農林水産部	
公益社団法人岩手県緑化推進委員会			◎	令和6年2月9日	川村伸浩 中野玲子	令和6年3月1日	15	令和4年度	農林水産部	
岩手県高等学校体育連盟	◎			令和6年2月9日	川村伸浩 中野玲子	令和6年3月1日	15	令和4年度	教育委員会事務局	

5 内部統制評価報告書審査意見書の概要

(1) 審査の対象

令和5年8月10日に知事から提出された内部統制評価報告書について審査した。

(2) 審査の方法

監査委員監査基準に準拠して、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料と照合精査するとともに、評価対象年度について実施した監査等によって得られた知見に基づき検証を行い、厳正に実施した。

(3) 審査の結果

令和4年度岩手県内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は適切であると認められた。

なお、定期監査において、内部統制の対象事務について、再発防止の取組が不十分な機関のほか、留意改善を要する事項が認められた機関が確認されたことから、各機関における内部統制に対するより一層の意識の向上を図るとともに、制度の更なる充実強化に努められたい。

※意見書提出年月日 令和5年9月7日

6 決算審査

(1) 令和4年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要

ア 岁入歳出決算の概況

区分	一般会計				特別会計				
	令和4年度	令和3年度	対前年度増減		令和4年度	令和3年度	対前年度増減		
			金額	率			金額	率	
歳入決算額 (a)	898,662,481,243	997,099,617,299	△ 98,437,136,056	△ 9.9	279,490,561,032	273,801,094,977	5,689,466,055	2.1	
歳出決算額 (b)	845,931,803,958	939,546,676,994	△ 93,614,873,036	△ 10.0	276,230,653,983	270,508,355,739	5,722,298,244	2.1	
歳入歳出差引額 (a)-(b) (c)	52,730,677,285	57,552,940,305	△ 4,822,263,020	△ 8.4	3,259,907,049	3,292,739,238	△ 32,832,189	△ 1.0	
翌年度へ繰り越すべき財源									
継続費通次繰越額	26,503,648,946	28,563,528,689	△ 2,059,879,743	△ 7.2	46,178,964	26,673,824	19,505,140	73.1	
繰越明許費繰越額	6,453,759,474	11,373,166,901	△ 4,919,407,427	△ 43.3					
事故繰越し繰越額	合 計 (d)	32,957,408,420	39,936,695,590	△ 6,979,287,170	△ 17.5	46,178,964	26,673,824	19,505,140	73.1
実質収支額 (c)-(d)		19,773,268,865	17,616,244,715	2,157,024,150	12.2	3,213,728,085	3,266,065,414	△ 52,337,329	△ 1.6

(参考) 主な財政指標の推移			
	4年度	3年度	前年度増減
経常収支比率	%	%	ポイント
	94.2	88.2	6.0
実質公債費比率			△ 0.5
年度末県債現在高 (普通会計)	百万円	百万円	百万円 %
	1,304,527	1,333,677	△ 29,150 △ 2.2

イ 意見書の内容	令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他の関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。
審査の方法	令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、審査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものを除き、審査に付された関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関の歳入歳出計算書と合致しており、法令に適合し、かつ、その計数は正確であり、予算の執行、財産の管理など財務に関する事務については、適正に処理されていて、おおむね適正なものと認められた。
審査の結果	1 歳入歳出決算の状況 令和4年度一般会計歳入歳出決算は、歳入が8,986億6,248万1,243円で前年度に比べて984億円余(9.9%)の減少、歳出も8,459億3,180万3,958円で前年度に比べて936億円余(10.0%)の減少となった。歳入歳出差引額は527億3,067万7,285円であり、事業の繰越しに伴って翌年度に繰り越すべき財源329億5,740万8,420円を差し引いた実質収支額は197億7,326万8,865円の黒字となった。 令和4年度の実質収支額と前年度実質収支額との差額である単年度収支額は、21億5,702万4,150円の黒字となり、これに財政調整基金の取崩額などを加味して算定した実質単年度収支額も17億6,109万4,508円の黒字となった。 また、母子父子寡婦福祉資金特別会計ほか9特別会計の歳入歳出決算は、歳入が2,794億9,056万1,032円で前年度に比べて56億円余(2.1%)の増加、歳出も2,762億3,065万3,983円で前年度に比べて57億円余(2.1%)の増加となった。歳入歳出差引額は32億5,990万7,049円であり、翌年度に繰り越すべき財源4,617万8,964円を差し引いた実質収支額は32億1,372万8,085円の黒字となった。 2 財政運営の状況 令和4年度の一般会計における財政運営は、歳入においては、特別法人事業譲与税等の地方譲与税の増、地方消費税清算金の増などがあったものの、貸付金元利収入等の諸収入の減、災害復旧事業費支出金等の国庫支出金の減などにより歳入総額は前年度を下回った。 歳出においては、感染症等健康危機管理体制強化事業費等に係る衛生費の増などがあったものの、道路環境改善事業等に係る土木費、財政調整基金積立金等に係る総務費、漁港災害復旧事業費等に係る災害復旧費の減などにより歳出総額も前年度を下回った。 また、土木費等の翌年度への繰越額及び商工費等の不用額はいずれも減少した。 次に、令和4年度の普通会計決算を主な指標で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.2%と前年度比で6.0ポイント増加した。 また、一般財源の規模に占める公債費の割合を示す実質公債費比率は、12.8%と前年度比で0.5ポイント減少し、地方財政法上、地方債の発行に当たり国の許可が必要となる基準(18%)を下回った。 なお、令和4年度末の普通会計における県債残高は1兆3,045億円余と前年度末に比べ291億円余減少した。 3 総括的意見 県では、令和4年度予算を「コロナ禍を乗り越え復興創生をデジタル・グリーンで実現する予算」と位置付け、新型コロナウイルス感染症対策や東日本大震災津波からの復興を着実に進め、「いわて県民計画(2019~2028)」の下、県民の幸福度向上を図る10の政策などを着実に推進するとともに、人口減少社会への対応、デジタル化の推進、グリーン社会の実現を3つの重点テーマとして、様々な施策を展開してきたところである。 このうち、新型コロナウイルス感染症対策については、国の予算措置等を踏まえ、機動的な補正予算の編成により、医療提供体制の強化やワクチン接種体制の確保などの感染拡大防止対策を図りつつ、社会生活・経済活動を支える取組を実施してきた。また、東日本大震災津波からの復旧・復興事業については、ハード面の復旧・整備がおおむね完了に近づく中で、引き続き「誰一人として取り残さない」という理念の下、被災者のこころのケアをはじめとする暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信等により風化を防ぐ取組を進めてきた。新型コロナウイルス感染症対策については、感染症法上の新たな位置付けの下で、また、東日本大震災津波からの復旧・復興事業については、ハード整備からソフト事業を中心とした施策に重点を移しつつ、それぞれ今後も確実に対応していく必要がある。 そして、いわて県民計画(2019~2028)に盛り込まれた本県が直面する課題の克服に向けた施策の中には、令和4年度に重点的に実施した3つのテーマのように、国家的な課題とされていて、関係機関等と連携して長期的に取り組む必要があり、多額の費用を要することが見込まれるものもあることから、今後の施策を着実に進めていくため、人材の確保など体制面の強化と財源の確保に一層努める必要がある。 一方、県財政は、歳入においては、震災復興特別交付税の減などに伴い地方交付税が前年度を下回り、今後は人口減少に伴う一般財源規模の縮小が見込まれ、歳出面においては、依然として高い水準で推移する県債の償還や高齢化の進行等による社会保障関係費の増加などによって財政構造が硬直化しており、一層厳しい財政運営を強いられることが予想される。 今後は、行財政改革の実効性を高め、あらゆる手法により歳入確保を図るとともに、徹底した歳出水準の適正化を行い、メリハリのある予算編成を通じて、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努められたい。また、中長期的には、環境の変化も踏まえた公債費負担の適正化に取り組み、県債残高の縮減を図るとともに、「希望郷いわて」実現のための施策が積極的に展開されるよう強く望むものである。
審査意見	4 個別の意見 (1) 財務事務の執行について ア 内部統制について 令和4年度決算の監査結果では、指摘事項は22件となり、前年度から7件増加した。 指摘事項の内容を見ると、調定が遅れているものや納期限が不適当なものなど収入事務の不適当なものが7件、手当額の誤りなど支出事務の不適当なものが7件と、依然として組織によるチェックや適切な進捗管理により適正執行が可能となる定例的、定型的な会計事務の指摘事項が多いほか、担当職員の財務事務への理解不足などに起因するものと認められることから、指摘事項の発生原因や再発防止策を共有するなど全般的な取組を一層強化するとともに、必要な執行体制の確保にも留意しながら、適正な事務の執行に努められたい。 イ 内部統制について 県においては、財務事務の適正な執行に向けた全般的な取組として内部統制を効果的で効率的な業務遂行体制を支えるリスクマネジメントの取組として位置付け、令和元年度から実施しており、各担当部署における会計事務等の自己点検の中で不適切な事務処理を把握し、再発防止の徹底に努めてきた。 しかしながら、会計事務自己点検結果では、県全体の傾向として、支出金額の誤りなどの不適切な事務の発生報告が一向に減少しておらず、監査の結果として、同様の不適切な事務を繰り返すなど再発防止策が機能していないものが見られる。 このことから、各担当部署においては、所属長のリーダーシップのもと、それぞれの部署が所管する業務のインシデント・アクシデントを把握するとともに、自律的なチェック機能の強化、業務プロセスの可視化を図り、不適切事案に係る再発防止策をはじめとしたリスクへの対応策を講じるなど、より一層の組織的なリスクマネジメントの構築と職員の意識改革に努められたい。 なお、制度管部署においては、改めて各部署の取組状況を踏まえて全般的なリスクマネジメントの構築を図るとともに、内部統制の効果的な制度運用に努められたい。 ウ 職員の資質向上について 指摘事項が生じる背景としては、内部統制の制度運用の問題のほか、全体の事務量が増加する中、財務事務への理解が不足したままに前例を踏襲し事務を進めている現況がある。 このことから相談機能等を強化するほか、これまでにも経理事務や補助金委託事務に関するマニュアル等の整備による事務の標準化、行政経営プランに基づく実践的な課題解決能力の向上に向けた研修体系の構築等が実施されているところであり、オンライン受講等の活用による研修機会の確保等にも努めながら、優れた取組や不適切事例に係る再発防止策等について全庁での共有をさらに強化し、これらの取組を継続していくことが重要と考える。 事務事務の円滑な執行を図り、県民の負託に的確に応える事務品質を確保するため、専門的知識と経験を有する職員を活用し、経験の少ない若手職員等に対して実務を通じた指導や助言、知識や経験の承継ができる職場環境を整備するとともに、会計事務に係る研修の充実や指導・助言体制の強化などにより、職員自らが創意工夫を凝らし、より良い行政とするための目的意識や意欲を高め、職員全体の一層の資質向上に努められたい。 (2) 歳入確保について 令和4年度一般会計における収入未済額は260億4,687万円余で前年度に比べて6億344万円余(2.4%)増加した。県境不法投棄現場環境再生求償金241億3,363万円余を除いた額は19億1,323万円余となり、前年度に比べて1億1,244万円余(6.2%)増加している。 一方、特別会計における収入未済額は15億6,765万円余で、前年度に比べて1億4,189万円余(8.3%)減少している。 収入未済額の縮減については、滞納処分の強化や市町村への支援等により、一部に取組の成果が認められるものの、県民負担の公平性を確保する観点から、滞納整理の強化に取り組みながら、引き続き収入未済額の縮減とともに滞納債権の発生抑制と債権回収に努められたい。 また、人口減少等により一般財源規模の縮小が見込まれることから、県税収入の確保、使用料及び手数料の適正化、資金調達の多様化や各種基金の有効活用はもとより、国費や有利な地方債などの地方財政措置を最大限活用するなどあらゆる手段により歳入確保策を講じていく必要がある。 (3) 貢献管理について 県有財産のうち未利用資産となっている土地・建物は、活用・処分が進んでいるものの、いまだ多くの未利用資産を保有していることから、未利用資産の実態を正確に把握し、活用・処分について適切に取り組むことが重要である。 また、令和4年度に「公共施設等総合管理計画」を改訂し、公共施設等の長寿命化並びに配置及び最適化を計画的に推進するため、「公共施設等適正管理推進基金」を設置しているが、今後、大量に大規模修繕・更新の時期を迎えることにより、多額の経費が必要となることが見込まれることから、計画的な更新や長寿命化等に取り組まれたい。

*意見書提出年月日 令和5年9月7日

(2) 令和4年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書							比較貸借対照表										
科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		対前年度増減		科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		対前年度増減	
	金額	円	金額	円	金額	円	率	金額	円	金額	円	金額	円	率	金額	円	
1 医業収益	89,315,569,239	円	92,466,317,910	円	94,842,911,219	円	2,376,593,309	% 2.6	1 固定資産	195,543,110,266	円	190,692,692,671	円	186,438,985,466	円 △ 4,253,707,205	% △ 2.2	
(1) 入院収益	56,084,216,155	円	57,611,511,754	円	59,176,489,937	円	1,564,978,183	% 2.7	(1) 土地	17,416,799,698	円	17,408,517,885	円	17,407,861,173	円 △ 656,712	% △ 0.0	
(2) 外来収益	27,512,624,213	円	28,707,904,573	円	29,720,568,928	円	1,012,664,355	% 3.5	(2) 建物	130,477,191,534	円	128,711,910,446	円	126,707,386,644	円 △ 2,004,523,802	% △ 1.6	
(3) その他医業収益	5,718,728,871	円	6,146,901,583	円	5,945,852,354	円	△ 201,049,229	% △ 3.3	(3) 医療器械	34,034,427,719	円	30,650,411,418	円	28,392,075,488	円 △ 2,258,335,930	% △ 7.4	
2 医業費用	104,077,476,402	円	107,115,141,500	円	110,941,724,713	円	3,826,583,213	% 3.6	(4) 備品	2,527,449,698	円	2,790,154,618	円	2,961,454,095	円 171,299,477	% 6.1	
(1) 給与費	58,220,742,232	円	58,891,658,105	円	60,655,763,901	円	1,764,105,796	% 3.0	(5) 車両	112,929,583	円	103,200,590	円	97,705,029	円 △ 5,495,561	% △ 5.3	
(2) 材料費	23,932,508,058	円	25,102,719,828	円	25,954,556,820	円	851,836,992	% 3.4	(6) その他有形固定資産	1,942,708,790	円	1,854,492,300	円	1,741,661,967	円 △ 112,830,333	% △ 6.1	
(3) 経費	14,002,140,624	円	14,880,053,039	円	15,934,192,731	円	1,054,139,692	% 7.1	(7) 建設仮勘定	117,806,701	円	43,243,404	円	38,049,463	円 △ 5,193,941	% △ 12.0	
(4) 交際費	29,091	円	23,582	円	41,650	円	18,068	% 76.6	(8) 電話加入権	42,253,843	円	42,253,843	円	42,253,843	円 0	% 0.0	
(5) 減価償却費	7,508,745,473	円	7,711,151,961	円	7,834,973,127	円	123,821,166	% 1.6	(9) ソフトウェア	1,924,748,862	円	2,057,497,794	円	2,112,142,976	円 54,645,182	% 2.7	
(6) 資産減耗費	129,460,355	円	198,854,555	円	153,332,016	円	△ 45,522,539	% △ 22.9	(10) 長期貸付金	3,721,100,000	円	3,810,200,000	円	4,015,300,000	円 205,100,000	% 5.4	
(7) 研究研修費	283,850,569	円	330,680,430	円	408,864,468	円	78,184,038	% 23.6	返還免除引当金	△ 598,523,600	円	△ 580,823,600	円	△ 607,638,000	円 △ 26,814,400	% △ 4.6	
(医業損益)	△ 14,761,907,163	円	△ 14,648,823,590	円	△ 16,098,813,494	円	△ 1,449,989,904	% △ 9.9	(11) 長期前払消費税	2,853,744,638	円	2,831,161,173	円	2,720,079,788	円 △ 111,081,385	% △ 3.9	
3 医業外収益	23,523,810,554	円	25,150,545,896	円	25,079,269,226	円	△ 71,276,670	% △ 0.3	(12) 医師養成負担金	970,472,800	円	970,472,800	円	810,653,000	円 △ 159,819,800	% △ 16.5	
(1) 受取利息及び配当金	32,861	円	19,533,495	円	59,637	円	△ 19,473,858	% △ 99.7	2 流動資産	20,880,767,204	円	21,997,433,928	円	24,185,943,361	円 2,188,509,433	% 9.9	
(2) 補助金	6,661,674,410	円	7,750,358,579	円	6,630,706,505	円	△ 1,119,652,074	% △ 14.4	(1) 現金及び預金	1,916,353,778	円	2,397,716,941	円	2,477,914,635	円 80,197,694	% 3.3	
(3) 負担金交付金	12,750,915,000	円	12,830,840,753	円	13,957,175,000	円	1,126,334,247	% 8.8	(2) 過年度医業未収金	517,689,944	円	547,440,759	円	616,440,555	円 68,999,796	% 12.6	
(4) 患者外給食収益	3,467,013	円	3,301,465	円	3,084,255	円	△ 217,210	% △ 6.6	(3) 年度内医業未収金	15,031,788,012	円	15,014,748,413	円	17,262,904,109	円 2,248,155,696	% 15.0	
(5) 長期前受金戻入	3,523,340,595	円	3,935,346,185	円	3,948,913,719	円	13,567,534	% 0.3	(4) 医業外未収金	1,791,578,048	円	2,750,906,733	円	2,638,176,545	円 △ 112,730,188	% 4.1	
(6) その他医業外収益	584,380,675	円	611,165,419	円	539,330,110	円	△ 71,835,309	% △ 11.8	(5) その他未収金	1,071,400,332	円	699,965,361	円	586,013,370	円 △ 113,951,991	% 16.3	
4 医業外費用	6,136,716,347	円	6,180,776,439	円	6,372,548,632	円	191,772,193	% 3.1	貸倒引当金	△ 34,647,652	円	△ 35,234,652	円	△ 29,278,297	円 5,956,355	% 16.9	
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,439,923,486	円	1,283,769,931	円	1,133,543,378	円	△ 150,226,553	% △ 11.7	(6) 薬品	373,923,742	円	448,498,953	円	525,002,519	円 76,503,566	% 17.1	
(2) 患者外給食材料費	1,043,672	円	1,001,031	円	1,072,128	円	71,097	% 7.1	(7) 燃料	47,625,665	円	67,449,852	円	66,657,305	円 △ 792,547	% △ 1.2	
(3) 雑損失	4,695,749,189	円	4,896,005,477	円	5,237,933,126	円	341,927,649	% 7.0	(8) 前払金	165,055,335	円	105,941,568	円	42,112,620	円 △ 63,828,948	% △ 60.2	
(医業外損益)	17,387,094,207	円	18,969,769,457	円	18,706,720,594	円	△ 263,048,863	% △ 1.4	資産合計	216,423,877,470	円	212,690,126,599	円	210,624,928,827	円 △ 2,065,197,772	% △ 1.0	
経常損益	2,625,187,044	円	4,320,945,867	円	2,607,907,100	円	△ 1,713,038,767	% △ 39.6	3 固定負債	113,669,052,033	円	105,699,102,240	円	99,381,370,726	円 △ 6,317,731,514	% △ 6.0	
5 特別利益	1,688,622,167	円	50,269,600	円	0	円	△ 50,269,600	% 皆減	(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	76,527,440,606	円	69,237,821,179	円	63,323,338,226	円 △ 5,914,482,953	% △ 8.5	
(1) 固定資産売却益	0	円	50,269,600	円	0	円	△ 50,269,600	% 皆減	(2) その他の企業債	2,539,893,324	円	2,251,286,658	円	2,222,779,992	円 △ 28,506,666	% 1.3	
(2) その他特別利益	1,688,622,167	円	0	円	0	円	0	% 0.0	(3) その他の長期借入金	7,000,000,000	円	6,000,000,000	円	5,000,000,000	円 △ 1,000,000,000	% △ 16.7	
6 特別損失	1,822,558,167	円	56,209,925	円	269,970,920	円	213,760,995	% 380.3	(4) 退職給付引当金	27,601,718,103	円	28,209,994,403	円	28,835,252,508	円 625,258,105	% 2.2	
(1) 固定資産売却損	133,936,000	円	0	円	0	円	0	% 0.0	4 流動負債	24,097,198,696							

イ 意見書の内容

審査の方法	令和4年度の岩手県立病院等事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	令和4年度の岩手県立病院等事業会計決算は、審査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものを除き、審査に付された決算その他関係書類について、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営について、経営の基本原則に沿って行われていて、おおむね適正なものと認められた。
審査意見	<p>○経営の状況 令和4年度の総収支の状況は、事業収益1,199億2,218万445円に対し事業費用1,175億8,424万4,265円で、純利益23億3,793万6,180円と3期連続して純利益を計上し、当年度末の累積欠損金は392億8,478万8,207円となった。 内訳について見ると、医業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響による入院制限により入院患者数は減少したものの、外来患者数は増加したほか、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴う入院料収入及び高額薬剤使用の増加等により、患者一人1日当たりの収益が伸びたことから、23億7,659万円余増加した。医業外収益は、物価高騰対策に係る負担金交付金等が増加したもの、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床の確保や新型コロナウイルスワクチン接種対応に係る補助金等の減少により7,127万円余減少した。 医業費用は、職員の増員及び給与改定等による給与費の増加、高額薬剤の使用量の増加等による材料費の増加や燃料単価の高騰による光熱水費等の経費の増加により38億2,658万円余増加した。医業外費用は、企業債利息が減少したものの、控除対象外消費税の増加等により1億9,177万円余増加した。 この結果、本業における損益を示す経常損益では26億790万円余の利益を計上し、6期連続して経常黒字となった。 各県立病院では、令和2年度から継続して新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」に基づき、適切な施設基準の早期算定による収益確保、S P D（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、後発医薬品の使用拡大による経費節減、滞納債権回収業務委託による個人医療費未収金の縮減など、経営改善に取り組んだ。 なお、県立病院では、公的医療機関としての使命を果たすため、医師の確保はもとより、二次保健医療圏を基本とした他の医療機関との機能分担・連携強化や基幹病院を中心とした紹介・逆紹介の推進等による地域医療の構築に取り組んでいる。</p> <p>○審査意見 新型コロナウイルス感染症への対応と通常診療の両立を図り、県立病院としての役割を果たしたほか、患者一人1日当たりの収益の伸びにより医業収益が増加するなど、経営努力が認められる。 しかしながら、事業収益における新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金等を除いた場合の経常収支は厳しい状況にあることに加え、診療圏人口の減少、少子高齢化による人口構造や医療需要の変化など、医療を取り巻く環境が一層厳しさを増していることから、今後の事業運営に当たっては、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」を着実に実施し、引き続き良質な医療の提供、経常利益の確保に努めるとともに、経営を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、経営の健全化及び段階的な累積欠損金の縮減という点からも経営計画に掲げる持続可能な経営基盤の確立に向けて積極的に取り組まれたい。 また、「医師の働き方改革」など今後の医療政策に係る取組に向けて、医師確保及び職員の負担軽減による働きやすい職場づくりや診療体制の充実・強化を図り、良質で安心な医療を提供できる環境を整備するとともに、地域医療を支える持続可能で希望ある医療体制の構築、充実・強化していくことを期待する。 なお、財務事務について、留意改善を要する事案に増加傾向が見受けられることから、内部統制の取組の強化、会計指導の更なる充実を図るよう取り組まれたい。</p>

※意見書提出年月日 令和5年9月7日

(3) 令和4年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

科 目	比 較 損 益 計 算 書				
	令和2年度 金額	令和3年度 金額	令和4年度 金額	対前年度増減 金額	率
1 営 業 収 益	円 5,550,254,170	円 5,493,821,817	円 5,898,774,008	円 404,952,191	% 7.4
(1) 電 力 料	5,497,596,827	5,434,446,607	5,848,512,137	414,065,530	7.6
(2) 営 業 雜 収 益	52,657,343	59,375,210	50,261,871	△ 9,113,339	△15.3
2 附 帯 事 業 収 益	1,316,190,801	1,239,941,270	1,309,375,747	69,434,477	5.6
(1) 電 力 料	1,316,190,621	1,239,941,090	1,309,375,567	69,434,477	5.6
(2) 附 帯 事 業 雜 収 益	180	180	0	0.0	0.0
3 営 業 費 用	3,682,686,375	3,888,386,476	4,349,868,956	461,482,480	11.9
(1) 水 力 発 電 費	2,738,775,330	2,930,339,858	3,278,843,608	348,503,750	11.9
(2) 管 理 費	943,911,045	958,046,618	1,071,025,348	112,978,730	11.8
4 附 帯 事 業 費 用	1,150,077,788	1,386,913,195	1,173,296,339	△ 213,616,856	△15.4
(1) 風 力 発 電 費	1,110,980,970	1,347,767,647	1,129,121,384	△ 218,646,263	△16.2
(2) 太 阳 光 発 電 費	39,096,818	39,145,548	44,174,955	5,029,407	12.8
(営 業 利 益)	2,033,680,808	1,458,463,416	1,684,984,460	226,521,044	15.5
5 財 務 収 益	114,335,124	110,818,243	89,007,964	△ 21,810,279	△19.7
(1) 受 取 配 当 金	111,809,730	108,762,045	86,945,225	△ 21,816,820	△20.1
(2) 受 取 利 息	2,468,094	1,998,898	2,005,439	6,541	0.3
(3) 有 価 証 券 取 得 差 益	57,300	57,300	57,300	0	0.0
6 事 業 外 収 益	127,372,763	143,179,352	179,874,355	36,695,003	25.6
(1) 長 期 前 受 金 戻 入	98,136,117	118,746,902	98,461,244	△ 20,285,658	△17.1
(2) 雜 収 益	29,236,646	24,432,450	81,413,111	56,980,661	233.2
7 財 務 費 用	32,846,194	27,313,700	22,027,541	△ 5,286,159	△19.4
(1) 支 払 利 息	32,745,794	27,213,300	21,927,141	△ 5,286,159	△19.4
(2) 有 価 証 券 償 却 費	100,400	100,400	100,400	0	0.0
8 事 業 外 費 用	0	1,819,598	3,598,148	1,778,550	97.7
(1) 雜 損 失	0	1,819,598	3,598,148	1,778,550	97.7
(営 業 外 利 益)	208,861,693	224,864,297	243,256,630	18,392,333	8.2
経 常 利 益	2,242,542,501	1,683,327,713	1,928,241,090	244,913,377	14.5
9 特 別 利 益	0	0	0	0	0.0
10 特 別 損 失	0	122,396,617	0	△ 122,396,617	皆減
(事 業 収 益 合 計)	7,108,152,858	6,987,760,682	7,477,032,074	489,271,392	7.0
(事 業 費 用 合 計)	4,865,610,357	5,426,829,586	5,548,790,984	121,961,398	2.2
(純 利 益)	2,242,542,501	1,560,931,096	1,928,241,090	367,309,994	23.5
前 年 度 緑 越 利 益 剰 余 金	0	0	0	0	0.0
そ の 他 未 处 分 利 益 剰 余 金 变 動 額	1,354,661,226	777,051,808	958,222,227	181,170,419	23.3
当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金	3,597,203,727	2,337,982,904	2,886,463,317	548,480,413	23.5

(参考) 供給電力量の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対 前 年 度 増 減
水力発電(17発電所※)	kWh 614,070,080	kWh 506,779,137	kWh 519,608,662	kWh 12,829,525 2.5
風力発電(2発電所)	58,059,300	54,535,404	58,576,894	4,041,490 7.4
太陽光発電(1発電所)	1,426,299	1,464,392	1,585,737	121,345 8.3

科 目	比 較 貸 借 対 照 表				
	令和2年度 金額	令和3年度 金額	令和4年度 金額	金額	対前年度増減 率
1 固 定 資 産	円 33,863,150,946	円 32,146,061,240	円 32,439,556,905	円 293,495,665	% 0.9
(1) 水 力 発 電 設 備	16,033,621,560	17,036,835,965	17,088,597,092	51,761,127	0.3
(2) 業 務 設 備	200,137,736	181,764,689	171,362,793	△ 10,401,896	△5.7
(3) 附 帯 事 業 固 定 資 産	9,830,283,261	9,078,625,550	9,275,764,644	197,139,094	2.2
(4) 建 設 仮 勘 定	3,249,711,543	2,293,727,182	2,302,786,572	9,059,390	0.4
(5) 建 設 準 備 勘 定	147,217,728	35,988,111	35,988,111	0	0.0
(6) 電 話 加 入 権	6,469,283	6,471,283	6,471,283	0	0.0
(7) 電 気 通 信 施 設 利 用 権	383,165	10,676,474	9,680,888	△ 995,586	△9.3
(8) ダ ム 使 用 権	748,470,457	724,394,349	700,318,241	△ 24,076,108	△3.3
(9) 電 気 供 給 施 設 利 用 権	439,890	43,535,997	40,606,806	△ 2,929,191	△6.7
(10) 水 利 権	3,602,500	3,242,500	2,882,500	△ 360,000	△11.1
(11) 水 道 施 設 利 用 権	92,200	79,000	65,800	△ 13,200	△16.7
(12) 地 役 権	5,820,293	5,619,395	5,418,497	△ 200,898	△3.6
(13) 借 地 権	225,740	225,740	225,740	0	0.0
(14) 地 上 権	6,340,534	7,129,107	4,352,696	△ 2,776,411	△38.9
(15) 投 資 有 価 証 券	3,630,335,056	2,717,745,898	2,795,035,242	77,289,344	2.8
2 流 動 資 産	18,613,999,278	20,351,578,361	21,461,217,744	1,109,639,383	5.5
(1) 現 金 預 金	6,388,677,743	6,129,716,778	5,512,674,201	△ 617,042,577	△10.1
(2) 未 収 金	725,305,973	688,423,021	748,527,981	60,104,960	8.7
貸 倒 引 当 金	0	0	0	0	0.0
(3) 有 価 証 券	11,500,000,000	13,500,000,000	15,200,000,000	1,700,000,000	12.6
(4) 貯 藏 品	15,562	15,562	15,562	0	0.0
(5) 前 払 金	0	33,423,000	0	△ 33,423,000	皆減
資 産 合 計	52,477,150,224	52,497,639,601	53,900,774,649	1,403,135,048	2.7
3 固 定 負 債	5,274,883,413	5,024,123,820	4,785,997,144	△ 238,126,676	△4.7
(1) 企 業 債	2,281,200,311	1,819,125,084	1,353,772,992	△ 465,352,092	△25.6
(2) 引 当 金	2,993,683,102	3,204,998,736	3,432,224,152	227,225,416	7.1
ア 退 職 給 付 引 当 金	1,043,034,102	855,047,736	959,588,152	104,540,416	12.2
イ 修 繕 引 当 金	27,392,000	27,392,000	23,372,000	△ 4,020,000	△14.7
ウ 特 別 修 繕 引 当 金	1,923,257,000	2,322,559,000	2,449,264,000	126,705,000	5.5
4 流 動 負 債	1,953,160,336	1,811,449,638	2,154,292,580	342,842,942	18.9
(1) 企 業					

イ 意見書の内容

審査の方法	令和4年度の岩手県電気事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査とともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	令和4年度の岩手県電気事業会計決算は、審査した限りにおいて、審査に付された決算その他関係書類について、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営について、経営の基本原則に沿って行われていて、おおむね適正なものと認められた。
審査意見	<p>○経営の状況 令和4年度の総収支の状況は、事業収益74億7,703万2,074円に対し、事業費用55億4,879万984円で、純利益19億2,824万1,090円を確保した。 事業収益は、出水率が好調であったことなどにより水力発電の電力料収入が増となったこと、稲庭高原風力発電所の再開発事業完了に伴う稼働再開等により風力発電の電力料収入が増となったことなどから、前年度に比べ4億8,927万円余増加した。 事業費用は、仙人発電所のオーバーホールに伴う修繕費や岩洞ダム共有施設の改良工事に係る国への負担金の増等により、前年度に比べ1億2,196万円余増加した。 この結果、純利益は前年度比3億6,730万円余増加した。</p> <p>○審査意見 令和4年度は、水力発電における出水率が好調であったことなどにより電力料収入が増加するなど、19億円を超える純利益を計上し、引き続き経営は良好に推移しているものと認められる。 本事業は黒字が継続しているが、一方で、入畑発電所や胆沢第二発電所の再開発事業等、施設の高経年化に伴う改良・修繕を着実に進める必要があることなどから、中長期的な視点も重視した的確な舵取りが継続して求められる。 このことから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局中期経営方針（2020～2029）」に掲げる「運転年数100年」の実現に向け、施設の更新、改良、修繕を計画的に実施することなどにより、将来にわたり地球環境にやさしいクリーンな電力の安定供給を行い、再生可能エネルギーの推進・拡大による低炭素社会の形成や地域産業の振興、雇用の確保に貢献することを通じて、地域経済の発展と県民福祉の向上に努められたい。 また、上記方針のアクションプランとして令和2年度から令和5年度までの期間で実施している「第1期中期経営計画」の取組の成果を的確に評価し、今後の電気事業を取り巻く環境の変化への対応に万全を期すとともに、事業の利益剰余金を活用して実施している「クリーンエネルギー導入支援事業」や「いわて復興パワー」等の地域貢献活動についても、今後とも地域のニーズを的確に把握して、積極的に取り組まれたい。</p>

※意見書提出年月日 令和5年9月7日

(4) 令和4年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	率
1 営 業 収 益	円 747,332,696	円 811,070,755	円 854,306,964	円 43,236,209	% 5.3
(1) 給 水 収 益	540,454,650	601,502,766	645,785,784	44,283,018	7.4
(2) 逓 減 給 水 収 益	206,277,041	208,986,523	207,938,901	△ 1,047,622	△0.5
(3) 営 業 雑 収 益	601,005	581,466	582,279	813	0.1
2 営 業 費 用	700,356,048	727,419,784	813,217,811	85,798,027	11.8
(1) 工 業 用 水 道 業 務 費	580,404,333	596,087,078	671,691,955	75,604,877	12.7
(2) 逓 減 施 設 業 務 費	87,417,294	105,777,641	114,526,550	8,748,909	8.3
(3) 管 理 費	32,534,421	25,555,065	26,999,306	1,444,241	5.7
(営 業 利 益)	46,976,648	83,650,971	41,089,153	△ 42,561,818	△50.9
3 財 務 収 益	0	0	0	0	0.0
(1) 受 取 利 息	0	0	0	0	0.0
4 事 業 外 収 益	43,685,312	43,316,042	42,831,457	△ 484,585	△1.1
(1) 長 期 前 受 金 戻 入	38,480,130	42,159,338	39,243,953	△ 2,915,385	△6.9
(2) 雜 収 益	5,205,182	1,156,704	3,587,504	2,430,800	210.1
5 財 務 費 用	39,999,362	36,759,741	34,738,665	△ 2,021,076	△5.5
(1) 支 払 利 息	39,999,362	36,759,741	34,738,665	△ 2,021,076	△5.5
6 事 業 外 費 用	36,171	92,687	195,413	102,726	110.8
(1) 雜 損 失	36,171	92,687	195,413	102,726	110.8
(営 業 外 利 益)	3,649,779	6,463,614	7,897,379	1,433,765	22.2
経 常 利 益	50,626,427	90,114,585	48,986,532	△ 41,128,053	△45.6
7 特 別 利 益	9,309,095	16,021,694	0	△ 16,021,694	皆減
8 特 別 損 失	0	17,991,000	0	△ 17,991,000	皆減
(事 業 収 益 合 計)	800,327,103	870,408,491	897,138,421	26,729,930	3.1
(事 業 費 用 合 計)	740,391,581	782,263,212	848,151,889	65,888,677	8.4
(純 利 益)	59,935,522	88,145,279	48,986,532	△ 39,158,747	△44.4
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金	0	0	0	0	0.0
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 變 動 額	49,731,000	0	0	0	0.0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	109,666,522	88,145,279	48,986,532	△ 39,158,747	△44.4

(参考) 給水の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対 前 年 度 増 減
年間総給水量	立方メートル 12,285,928	立方メートル 13,490,579	立方メートル 14,558,724	立方メートル 1,068,145
一日平均給水量	33,660	36,960	39,887	2,927
契約水量(日量)	36,041	37,941	40,025	2,084

比較貸借対照表

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	率
1 固 定 資 産	円 12,163,949,577	円 16,948,884,185	円 22,199,235,067	円 5,250,350,882	% 31.0
(1) 工 業 用 水 道 設 備	8,876,566,705	9,373,123,420	9,875,819,841	502,696,421	5.4
ア 土 地	656,624,216	656,624,216	661,119,869	4,495,653	0.7
イ 建 物	247,416,853	232,239,608	222,328,316	△ 9,911,292	△4.3
ウ 構 築 物	6,304,963,278	6,482,723,099	6,917,395,669	434,672,570	6.7
エ 機 械 及 び 装 置	1,663,612,093	1,996,870,499	2,069,119,817	72,249,318	3.6
オ 車両運搬具	1,817,796	1,128,180	970,927	△ 157,253	△13.9
カ 工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,132,469	3,537,818	4,885,243	1,347,425	38.1
(2) 建 設 仮 勘 定	3,282,594,822	7,575,286,115	12,322,953,776	4,747,667,661	62.7
(3) 建 設 準 備 勘 定	4,299,000	0	0	0	0.0
(4) 電 話 加 入 権	461,450	461,450	461,450	0	0.0
(5) 電 気 通 信 施 設 利 用 権	27,600	13,200	0	△ 13,200	皆減
2 流 動 資 産	1,168,972,091	3,424,777,633	5,056,847,816	1,632,070,183	47.7
(1) 現 金 預 金	876,387,646	2,777,645,724	4,451,372,159	1,673,726,435	60.3
(2) 未 収 金	292,584,445	555,475,769	605,463,112	49,987,343	9.0
(3) 前 払 金	0	91,656,140	12,545	△ 91,643,595	△100.0
資 産 合 計	13,332,921,668	20,373,661,818	27,256,082,883	6,882,421,065	33.8
3 固 定 負 債	6,922,117,528	12,432,132,868	17,835,646,853	5,403,513,985	43.5
(1) 企 業 債	6,734,506,264	12,260,543,298	17,666,480,779	5,405,937,481	44.1
(2) 引 当 金	187,611,264	171,589,570	169,166,074	△ 2,423,496	△1.4
ア 退 職 給 付 引 当 金	157,943,565	141,921,871	139,498,375	△ 2,423,496	△1.7
イ 修 繕 引 当 金	29,667,699	29,667,699	29,667,699	0	0.0
4 流 動 負 債	1,172,716,530	2,653,415,756	4,095,240,257	1,441,824,501	54.3
(1) 企 業 債	356,442,508	364,662,966	375,562,519	10,899,553	3.0
(2) 未 払 金	801,721,659	2,277,417,212	3,706,223,679	1,428,806,467	62.7
(3) 引 当 金	11,845,365	11,117,668	11,943,148	825,480	7.4
ア 賞 与 引 当 金	10,069,173	9,351,038	10,013,211	662,173	7.1
イ 法 定 福 利 費 引 当 金	1,776,192	1,766,630	1,929,937	163,307	9.2
(4) そ の 他 流 動 負 債	2,706,998	217,910	1,510,911	1,293,001	593.4
5 繰 延 収 益	1,471,076,526	1,432,956,831	1,421,052,878	△ 11,903,953	△0.8
(1) 長 期 前 受 金	1,471,076,526	1,432,956,831	1,421,052,878	△ 11,903,953	△0.8
負 債 合 計	9,565,910,584	16,518,505,455	23,351,939,988	6,833,434,533	41.4
6 資 本 金	3,597,548,432	3,647,279,432	3,647,279,432	0	0.0
7 剰 余 金	169,462,652	207,876,931	256,863,463	48,986,532	23.6
(1) 資 本 剰 余 金	45,041,836	45,041,836	45,041,836	0	0.0
(2) 利 益 剰 余 金	124,420,816	162,835,095	211,821,627	48,986,532	30.1
ア 減 債 積 立 金	14,754,294	74,689,816	162,835,095	88,145,279	118.0
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	109,666,522	88,145,279	48,986,532	△ 39,158,747	△44.4
資 本 合 計	3,767,011,084	3,855,156,363	3,904,142,895	48,986,532	1.3
負 債 資 本 合 計	13,332,921,668	20,373,661,818	27,256,082,883	6,882,421,065	33.8

イ 意見書の内容

審査の方法	令和4年度の岩手県工業用水道事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	令和4年度の岩手県工業用水道事業会計決算は、審査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものを除き、審査に付された決算その他関係書類について、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営について、経営の基本原則に沿って行われていて、おおむね適正なものと認められた。
審査意見	<p>○経営の状況 令和4年度の総収支の状況は、事業収益8億9,713万8,421円に対し、事業費用8億4,815万1,889円で、純利益4,898万6,532円を確保した。 事業収益は、給水に係る営業収益において、ユーザー企業の契約水量の増加に伴い基本使用水量、実使用水量ともに増加したことにより前年度に比べ4,323万円余増加したことなどから、全体では前年度に比べ2,672万円余増加した。 事業費用は、財務費用が借入利息の減により前年度に比べ202万円余減少したものの、営業費用がろ過施設等の設備更新による減価償却費の増や電気料金の高騰による動力費の増等により8,579万円余増加したことから、全体では前年度に比べ6,588万円余増加した。 この結果、純利益は前年度比3,915万円余減少した。</p> <p>○審査意見 令和4年度は、ユーザー企業の契約水量が増加したことにより、事業費用が増加したもの、引き続き利益を確保するなど経営努力が認められる。 しかしながら、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、新浄水場の運用開始に伴う減価償却費や維持管理費の増加等により経常収支は厳しい状況が続くと見込まれる。さらに、今後のユーザー企業における工業用水需要が不確定な状況にあることから、この需要の動向を的確に把握し、より一層の経営の安定化に向けて努力する必要がある。 また、今後の経営に当たっては、ユーザー企業の活動等に支障が生じないよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、企業誘致担当部局との連携を図りながら、水需要の拡大を図るなど、契約水量増加に着実に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を通じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和5年9月7日

(5) 令和4年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	率
1 営 業 収 益	円 4,212,517,120	円 4,276,871,873	円 4,260,714,607	△ 16,157,266	△ 0.4
(1) 市町村負担金	4,124,936,790	4,206,407,200	4,189,308,201	△ 17,098,999	△ 0.4
(2) 熱利用下水道モデル事業収益	45,058,306	19,389,474	20,999,063	1,609,589	8.3
(3) その他の営業収益	42,522,024	51,075,199	50,407,343	△ 667,856	△ 1.3
2 営 業 費 用	8,449,954,977	8,699,556,410	8,562,065,204	△ 137,491,206	△ 1.6
(1) 管 渠 費	39,424,231	57,852,311	64,230,671	6,378,360	11.0
(2) ポンプ場費	201,363,414	175,629,074	310,027,307	134,398,233	76.5
(3) 処理場費	2,527,671,312	2,717,294,603	2,983,822,694	266,528,091	9.8
(4) 熱利用下水道モデル事業費	14,900,000	0	0	0	0.0
(5) 総係費	325,429,704	304,544,807	325,676,763	21,131,956	6.9
(6) 減価償却費	5,341,166,316	5,378,133,004	4,878,307,769	△ 499,825,235	△ 9.3
(7) 資産減耗費	0	66,102,611	0	△ 66,102,611	皆減
営業損失	4,237,437,857	4,422,684,537	4,301,350,597	△ 121,333,940	△ 2.7
3 営 業 外 収 益	5,220,369,041	5,113,130,131	4,869,527,692	△ 243,602,439	△ 4.8
(1) 受取利息及び配当金	3,452	4,547	4,109	△ 438	△ 9.6
(2) 他会計補助金	923,281,000	841,173,000	803,818,200	△ 37,354,800	△ 4.4
(3) 他会計負担金	1,141,000	960,000	624,000	△ 336,000	△ 35.0
(4) 長期前受金戻入	4,209,092,524	4,233,195,501	4,063,400,122	△ 169,795,379	△ 4.0
(5) 消費税及び地方消費税還付金	0	0	38,200	38,200	皆増
(5) 雜 収 益	86,851,065	37,797,083	1,643,061	△ 36,154,022	△ 95.7
4 営 業 外 費 用	424,290,279	399,650,831	326,866,386	△ 72,784,445	△ 18.2
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	239,548,279	218,249,703	198,536,693	△ 19,713,010	△ 9.0
(2) 一般会計繰出金	184,742,000	180,269,000	128,174,000	△ 52,095,000	△ 28.9
(3) 雜支出	0	1,132,128	155,693	△ 976,435	△ 86.2
営業外利益	4,796,078,762	4,713,479,300	4,542,661,306	△ 170,817,994	△ 3.6
経常利益	558,640,905	290,794,763	241,310,709	△ 49,484,054	△ 17.0
5 特 別 利 益	13,708,800	0	0	0	0.0
(1) その他の特別利益	13,708,800	0	0	0	0.0
6 特 別 損 失	56,151,455	1,390,000	0	△ 1,390,000	皆減
(1) 過年度損益修正損	0	1,390,000	0	△ 1,390,000	皆減
(2) その他の特別損失	56,151,455	0	0	0	0.0
(事業収益合計)	9,446,594,961	9,390,002,004	9,130,242,299	△ 259,759,705	△ 2.8
(事業費用合計)	8,930,396,711	9,100,597,241	8,888,931,590	△ 211,665,651	△ 2.3
(純利益)	516,198,250	289,404,763	241,310,709	△ 48,094,054	△ 16.6
前年度繰越利益剰余金	0	516,198,250	0	△ 516,198,250	皆減
当年度未処分利益剰余金	516,198,250	805,603,013	241,310,709	△ 564,292,304	△ 70.0

(参考) 流入汚水量の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度増減
年間流入汚水量	立方メートル 72,568,534	立方メートル 71,443,395	立方メートル 71,079,345	△ 364,050 △ 0.5
一日平均流入汚水量	198,818	195,735	194,738	△ 997 △ 0.5

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	率
1 固定資産	円 83,511,006,225	円 79,999,065,135	円 75,941,258,614	△ 4,057,806,521	△ 5.1
(1) 有形固定資産	83,481,732,508	79,976,028,796	75,924,389,402	△ 4,051,639,394	△ 5.1
ア 土地	2,249,671,981	2,249,671,981	2,250,261,206	589,225	0.0
イ 建物	8,523,312,740	8,110,651,566	7,710,307,499	△ 400,344,067	△ 4.9
ウ 構築物	50,821,310,870	48,723,671,806	47,043,619,234	△ 1,680,052,572	△ 3.4
エ 機械及び装置	21,690,719,999	20,667,190,617	18,396,924,731	△ 2,270,265,886	△ 11.0
オ 車両運搬具	5,130,571	1,076,056	625,553	△ 450,503	△ 41.9
カ 工具、器具及び備品	42,769,082	36,998,311	34,889,337	△ 2,108,974	△ 5.7
キリース資産	8,576,880	4,980,360	1,383,840	△ 3,596,520	△ 72.2
ク建設仮勘定	140,240,385	181,788,099	486,378,002	304,589,903	167.6
(2) 無形固定資産	24,738,757	18,501,379	12,334,252	△ 6,167,127	△ 33.3
ア 地上権	6,266,755	4,647,375	3,098,246	△ 1,549,129	△ 33.3
イソフットウエア	18,472,002	13,854,004	9,236,006	△ 4,617,998	△ 33.3
(3) 投資その他の資産	4,534,960	4,534,960	4,534,960	0	0.0
ア出資金	4,534,960	4,534,960	4,534,960	0	0.0
2 流動資産	1,899,045,957	2,099,783,441	2,658,075,570	558,292,129	26.6
(1) 現金預金	1,491,273,813	2,013,911,909	2,276,876,867	262,964,958	13.1
(2) 未収金	165,797,844	58,093,977	56,398,703	△ 1,695,274	△ 2.9
(3) 前払金	241,974,300	27,777,555	324,800,000	297,022,445	1,069.3
資産合計	85,410,052,182	82,098,848,576	78,599,334,184	△ 3,499,514,392	△ 4.3
3 固定負債	13,142,798,429	11,606,537,734	11,707,997,694	101,459,960	0.9
(1) 企業債	13,132,791,349	11,593,714,364	11,688,549,954	94,835,590	0.8
(2) リース債務	3,808,080	0	0	0	0.0
(3) 引当金	6,199,000	12,823,370	19,447,740	6,624,370	51.7
ア退職給付引当金	6,199,000	12,823,370	19,447,740	6,624,370	51.7
4 流動負債	1,599,840,893	2,364,696,364	1,897,687,652	△ 467,008,712	△ 19.7
(1) 企業債	1,024,149,153	1,540,466,985	1,272,866,411	△ 267,600,574	△ 17.4
(2) リース債務	4,569,696	3,808,080	0	△ 3,808,080	皆減
(3) 未払金	536,264,767	787,908,624	595,137,995	△ 192,770,629	△ 24.5
(4) 未払費用	11,217,387	10,331,415	9,628,119	△ 703,296	△ 6.8
(5) 引当金	14,815,000	13,587,108	14,007,840	420,732	3.1
ア賞与引当金	12,881,000	11,726,328	12,041,732	315,404	2.7
イ法廷福利費引当金	1,934,000	1,860,780	1,966,108	105,328	5.7
(6) その他流動負債	8,824,890	8,594,152	6,047,287	△ 2,546,865	△ 29.6
5 繰延収益	59,637,789,325	56,808,586,180	53,432,720,606	△ 3,375,865,574	△ 5.9
(1) 長期前受金	59,637,789,325	56,808,586,180	53,432,720,606	△ 3,375,865,574	△ 5.9

イ 意見書の内容

審査の方法	令和4年度の岩手県流域下水道事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	令和4年度の岩手県流域下水道事業会計決算は、審査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものを除き、審査に付された決算その他関係書類について、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営について、経営の基本原則に沿って行われていて、おおむね適正なものと認められた。
審査意見	<p>○経営の状況 令和4年度の総収支の状況は、事業収益91億3,024万2,299円に対し、事業費用88億8,893万1,590円で、純利益2億4,131万709円を計上した。 事業収益は、営業収益において施設等の維持管理費用に係る関係市町からの負担金収入はほぼ前年度と同規模の金額であったものの、営業外収益において長期前受金戻入が減少したことなどから、前年度に比べ2億5,975万円余減少した。 事業費用は、光熱水費や委託料が増加したものの、資産の減価償却が進んだことに伴い減価償却費が減少したことなどから、前年度に比べ2億1,166万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比4,809万円余減少した。</p> <p>○審査意見 令和4年度は、維持管理に要する費用の負担方法を従量単価方式から総括原価方式に変更した3か年間の覚書を関係市町と締結し、安定的な収入確保を図ったところであり、3期連続で純利益を計上するなど、経営状況はおおむね順調に推移しているものと認められる。 しかしながら、流域下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による流入汚水量の減少に加え、施設等の老朽化に伴う改築及び修繕に要する費用の増加等により、今後、厳しくなることが見込まれる。 このことから、今後見直すこととしている「岩手県流域下水道事業経営戦略」に基づき、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うとともに、令和4年8月に策定された「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」を踏まえ、流入汚水量の推移等を見据えた設備の有効活用の推進についても留意されたい。 そして、関係市町と連携のもと経営効率を一層高め、持続的かつ安定的な運営を通じ、将来にわたって公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを期待する。</p>

7 定額資金運用基金運用状況審査 令和4年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要

ア 審査の対象 自治振興基金

区分		令和4年度	令和3年度	比較増減
基	金	円	円	円
前 年 度 末	貸 付 現 在 額	7,206,000,000	7,206,000,000	0
		3,597,794,023	4,742,079,939	△ 1,144,285,916
当 年 度 の 状 況	貸 付 領	1,195,900,000	347,600,000	848,300,000
	償 返 額	512,863,164	1,491,885,916	△ 979,022,752
当 年 度 末	貸 付 現 在 額	4,280,830,859	3,597,794,023	683,036,836
当 年 度 末	貸 付 資 金 残 額	2,925,169,141	3,608,205,977	△ 683,036,836

岩手競馬再生推進基金

区分		令和4年度	令和3年度	比較増減
基	金	円	円	円
前 年 度 末	貸 付 現 在 額	21,750,000,000	27,750,000,000	△ 6,000,000,000
		20,851,187,036	21,370,743,853	△ 519,556,817
当 年 度 の 状 況	貸 付 領	35,945,156,640	36,106,262,419	△ 161,105,779
	償 返 額	36,513,448,627	36,625,819,236	△ 112,370,609
当 年 度 末	貸 付 現 在 額	20,282,895,049	20,851,187,036	△ 568,291,987
当 年 度 末	貸 付 資 金 残 額	1,467,104,951	6,898,812,964	△ 5,431,708,013

土地開発基金

区分		令和4年度	令和3年度	比較増減
基	金	円	円	円
前 年 度 末	用 地 現 在 高 額	2,200,000,000	2,200,000,000	0
前 年 度 末	貸 付 現 在 額	181,842,501		181,842,501
当 年 度 の 状 況	用 地 取 得 額	720,354,834	181,842,501	538,512,333
	用 地 引 渡 額	300,988,931		300,988,931
	貸 償 戻 額			0
当 年 度 末	用 地 現 在 高 額	601,208,404	181,842,501	419,365,903
当 年 度 末	貸 付 現 在 額	1,598,791,596		0
当 年 度 末	現 金 現 在 額		2,018,157,499	△ 419,365,903

用品調達基金

区分		令和4年度	令和3年度	比較増減
基	金	円	円	円
用 品 購 入 額 (a)		50,000,000	50,000,000	
払 出 額 (b)		4,032,357,510	4,732,380,083	△ 700,022,573
年 度 末 在 庫 額 (b)-(c) (d)		4,032,357,510	4,732,380,083	△ 700,022,573
払 出 債 額 (e)		4,032,357,510		△ 700,022,573
運 用 益 金 (e)-(c) (f)			4,732,380,083	
運 用 益 率 (f)/(c)				
回 転 数 (c)/(a)		80.6回	94.6回	△ 14.0回

美術品取得基金

区分		令和4年度	令和3年度	比較増減
基	金	円	円	円
前 年 度 末	美 術 品 現 在 高 額	500,000,000	500,000,000	
		268,442,400	263,783,900	4,658,500
当 年 度 の 状 況	美 術 品 取 得 額		4,658,500	△ 4,658,500
	美 術 品 引 渡 額			
当 年 度 末	美 術 品 現 在 高 額	268,442,400	268,442,400	0
当 年 度 末	資 金 残 額	231,557,600	231,557,600	0

イ 意見書の内容

審査の方法	令和4年度定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、基金条例の趣旨に沿って確実かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施した。
審査の結果及び意見	令和4年度定額資金運用基金の運用状況は、計数は正確であり、基金設置の趣旨に沿い、確実かつ効率的に行われているものと認められた。

※意見書提出年月日 令和5年9月7日

8 健全化判断比率等審査

(1) 令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要

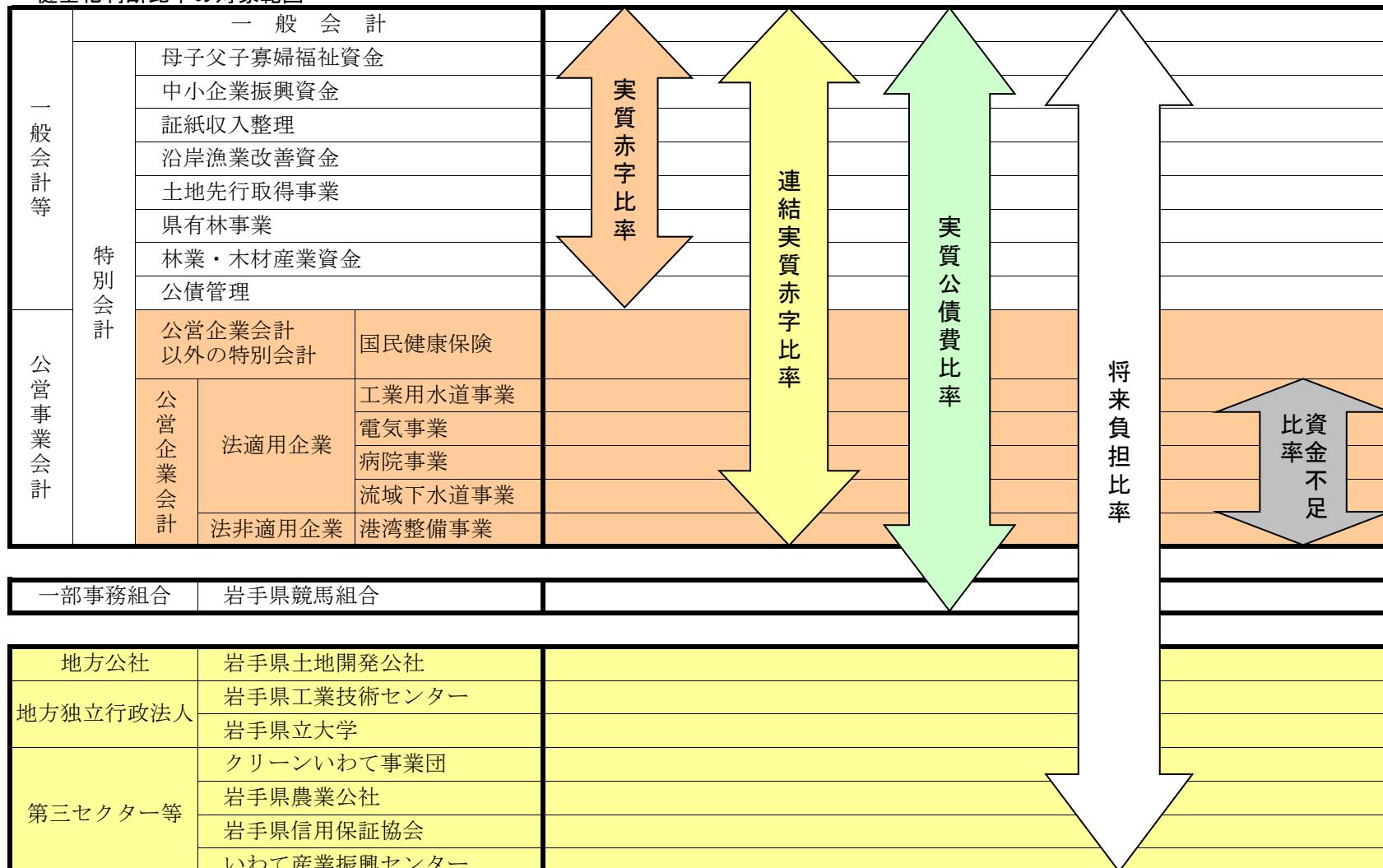
審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。																														
審査の結果	<p>1 審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健全化判断比率</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増 減</th> <th>早期健全化基準</th> <th>財政再生基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質赤字比率</td> <td>— %</td> <td>— %</td> <td>— ポイント</td> <td>3.75%</td> <td>5.00%</td> </tr> <tr> <td>連結実質赤字比率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>8.75%</td> <td>15.00%</td> </tr> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td>12.8</td> <td>13.3</td> <td>△0.5</td> <td>25.0%</td> <td>35.0%</td> </tr> <tr> <td>将来負担比率</td> <td>204.4</td> <td>200.6</td> <td>3.8</td> <td>400.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置期間の終了により24年度の審査(対象23年度)から15%となっている。</p> <p>2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったことから算定されなかった。実質公債費比率は12.8%となり、前年度に比べ0.5ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を12.2ポイント下回っている。将来負担比率は204.4%となり、前年度に比べ3.8ポイント増加し、早期健全化基準の400.0%を195.6ポイント下回っている。</p>	健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準	実質赤字比率	— %	— %	— ポイント	3.75%	5.00%	連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%	15.00%	実質公債費比率	12.8	13.3	△0.5	25.0%	35.0%	将来負担比率	204.4	200.6	3.8	400.0%	
健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準																										
実質赤字比率	— %	— %	— ポイント	3.75%	5.00%																										
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%	15.00%																										
実質公債費比率	12.8	13.3	△0.5	25.0%	35.0%																										
将来負担比率	204.4	200.6	3.8	400.0%																											

(参考1)

1 財政健全化法の概要	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。
2 財政の早期健全化	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告する。また、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表する。
3 財政の再生	健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければならない。 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣に報告する。なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表する。 また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

(参考2)

健全化判断比率の対象範囲



(参考3)

健全化判断比率について

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額 千円

剩余金
19,853,765千円

一般会計等に係る特別会計：	母子父子寡婦福祉資金特別会計	実質赤字額	— 千円
	中小企業振興資金特別会計	— 千円	
	証紙収入整理特別会計	— 千円	
	沿岸漁業改善資金特別会計	— 千円	
	土地先行取得事業特別会計	— 千円	
	県有林事業特別会計	— 千円	
	林業・木材産業資金特別会計	— 千円	
	公債管理特別会計	— 千円	

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模 391,047,741千円

《算定》

一般会計の剩余金 19,853,765千円 ⇒ 実質赤字額なし

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額} - \text{千円}}{\text{標準財政規模} (①+②+③)} = \boxed{-}$$

① 標準税収入額等	159,826,027千円	※実質赤字額がないので「-」表示となる (分子の剩余金を計算すると△5.07%)
② 普通交付税額	225,158,451千円	
③ 臨時財政対策債発行可能額	6,063,263千円	

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額

- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質赤字額の合計額
- ② 公営企業に係る特別会計の資金不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字額の合計
- ④ 公営企業に係る特別会計の資金剩余额の合計額

※ () 内はR3年度決算

	①実質赤字額・②資金不足額（千円）	③実質黒字額・④資金剩余额（千円）	備考
一般会計等	—	19,853,765 (17,717,359)	
一般会計及び公営企業以外の特別会計	—	1,474,654 (1,241,519)	歳入一歳出（翌年度繰越等控除）
病院事業	—	12,289,678 (10,863,456)	
電気事業	—	19,772,277 (19,002,204)	流動資産－流動負債 －地方債現在高
工業用水道事業	—	1,758,979 (1,224,167)	
流域下水道事業	—	1,707,955 (980269)	
港湾整備事業	—	920,879 (1,101,488)	(歳入 + 土地収入見込額) － (歳出 + 地方債残高)
計	0	57,778,187 (52,130,462)	

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

391,047,741千円

《算定》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①実質赤字額+②資金不足額} - \text{③実質黒字額+④資金剩余额}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

※実質赤字額がないので「-」表示となる
(分子の剩余金を計算すると△14.77%)

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。(地方財政法)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ (3 \text{カ年平均})$$

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業など
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
- 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	令和4年度 A	令和3年度 B	令和2年度 C	令和元年度 D
分子 ①=②+③-④-⑤	40,369,940	47,212,204	41,070,304	43,850,663
② 地方債の元利償還金	91,712,770	100,080,998	98,992,874	103,838,243
③ 準元利償還金	10,628,990	11,960,991	11,048,748	12,046,614
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	1,518,033	1,418,033	1,318,033	1,118,033
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	8,800,968	9,880,852	9,005,833	10,134,622
病院事業	7,870,824	8,895,934	8,058,295	9,032,450
電気事業	0	0	0	0
工業用水道事業	0	0	0	12,554
流域下水道事業	678,221	638,528	696,481	740,850
港湾整備事業	251,923	346,390	251,057	348,768
(臨海土地造成事業)				
(特定環境保全公共下水道事業)				
(漁業集落排水施設)				
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金				
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	309,894	662,007	724,741	793,429
PFI事業に係るもの				
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業、(独)緑資源機構等の行う事業に対する負担金	309,894	662,007	724,741	793,429
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料				
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの				
利子補給に係るもの				
一時借入金の利子	95	99	141	530
④ 特定財源 (貸付金の元利償還金及び県営住宅使用料)	2,456,229	2,139,938	1,726,762	1,557,456
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	59,515,591	62,689,847	67,244,556	70,476,738
分母 ⑥=⑦-⑧	331,532,150	342,944,732	326,728,404	322,559,510
⑦ 標準財政規模	391,047,741	405,634,579	393,972,960	393,036,248
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	59,515,591	62,689,847	67,244,556	70,476,738
実質公債費比率 ①/⑥	12.17678%	13.76671%	12.57017%	13.59460%

実質公債費比率

令和4年度の数値 (令和2～令和4の平均)

12.8%

13.3%

R元～R3の平均

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①～⑧の合計額
 - ① 一般会計等の年度末地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業
 - ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
 - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
- 充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

将来負担比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	令和4年度	構成比	令和3年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪-⑫-⑬	677,833,250		688,235,193	△ 10,401,943	
② 将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,521,649,308	100.0%	1,559,623,287	△ 37,973,979	
③ 一般会計等の年度末地方債現在高	1,314,815,011	86.4%	1,343,636,317	△ 28,821,306	
④ 債務負担行為に基づく支出予定額	673,918	0.0%	1,035,454	△ 361,536	
PFI事業に係るもの					
利便施設及び公共施設を買い取るもの					
国営土地改良事業に係るもの (かんがい排水事業、農地開発事業、農地再編整備事業、農用地総合整備事業)	68,164		253,092	△ 184,928	債務負担行為を設定
森林総合研究所等が行う事業に係るもの (農用地総合整備事業、旧緑資源幹線林道事業)	605,754		782,362	△ 176,608	全事業に債務負担行為を設定
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料					
依頼土地の買い戻しに係るもの					
その他これらに準ずるもの					
⑤ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	56,319,785	3.7%	61,012,367	△ 4,692,582	地方債償還に係る一般会計等からの繰入金
病院事業	44,688,946		48,518,679	△ 3,829,733	
電気事業					
工業用水道事業					
流域下水道事業	7,323,200		7,906,776	△ 583,576	
港湾整備事業	4,307,639		4,586,912	△ 279,273	
⑥ 組合等が起こした地方債の元利償還に充当する県からの負担等見込額		0.0%			
⑦ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）	149,776,848	9.8%	153,929,561	△ 4,152,713	一般会計等対象職員数 16,531人
⑧ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	63,746	0.0%	9,588	54,158	
土地開発公社					
岩手県工業技術センター					
岩手県立大学					
クリーンいわて事業団				0	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県農業公社			9,588	△ 9,588	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県信用保証協会					損失補償実行率：0.1%
岩手県漁業信用基金協会					
いわて産業振興センター					
⑨ 連結実質赤字額		0.0%			
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額		0.0%			
岩手県競馬組合					負担額と同額を基金から貸付 (一般会計等負担なし)
⑪ 充當可能基金額	107,381,206	7.1%	102,647,068	4,734,138	
財政調整基金	29,702,292		34,650,505	△ 4,948,213	
減債基金	38,771,684		38,284,778	486,906	
国民健康保険広域化等支援基金	3,423,684			3,423,684	
地域振興基金	1,427,563		3,441,542	△ 2,013,979	
東日本大震災津波復興基金	30,000		1,762,908	△ 1,732,908	
産業振興基金	198,457		30,000	168,457	
いわて社会貢献・復興活動支援基金	540,218		214,333	325,885	
いわて銀河鉄道経営安定化基金	158,199		531,426	△ 373,227	
環境保全基金	741,449		154,129	587,320	
地域医療介護総合確保基金			714,056	△ 714,056	
子育て支援対策臨時特例基金	7,145		7,145	0	(R 2 新規)
ふるさとの水と土保全基金	506,050		513,061	△ 7,011	
県営林造成基金	259,439		319,987	△ 60,548	
公営林造成基金	281,866		229,475	52,391	
いわての森林づくり基金	1,967,856		2,403,757	△ 435,901	
森林整備等支援基金	101,543		188,302	△ 86,759	
学校施設設備基金	8,724		8,723	1	
いわての学び希望基金	5,982,314		6,386,207	△ 403,893	
土地開発基金	1,598,792		2,018,157	△ 419,365	
自治振興基金	2,925,169		3,608,206	△ 683,037	
用品調達基金	50,000		50,000	0	
美術品取得基金	231,558		231,558	0	
岩手競馬再生推進基金	1,467,105		6,898,813	△ 5,431,708	
公共施設等適正管理推進基金	12,000,099			12,000,099	(R 4 新規)
退職手当基金	5,000,000			5,000,000	(R 4 新規)
⑫ 特定期財源見込額	50,592,823	3.3%	50,409,640	183,183	
国庫支出金	139,814		242,784	△ 102,970	国営土地改良事業負担金、森林総合研究所営土地改良事業負担金
地方債を財源とする貸付金の償還金	41,822,244		40,264,134	1,558,110	ふるさと融資元金償還金、中小企業高度化資金貸付金償還金など
公営住宅の賃借料等	8,630,765		9,902,722	△ 1,271,957	
臨時地方道整備事業債等に係る県負担金					
その他					
⑬ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	685,842,029	45.1%	718,331,386	△ 32,489,357	
分母 ⑯=⑮-⑯	331,532,150		342,944,732	△ 11,412,582	
⑮ 標準財政規模	391,047,741		405,634,579	△ 14,586,838	
⑯ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	59,515,591		62,689,847	△ 3,174,256	

将来負担比率 ①/⑯

204.4%

200.6%

(2) 令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された令和4年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。																														
審査の結果	<p>1 審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会計名</th> <th>令和4年度</th> <th>令和3年度</th> <th>増減</th> <th>経営健全化基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県流域下水道事業会計</td> <td>— %</td> <td>— %</td> <td>— ポイント</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>岩手県港湾整備事業特別会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>岩手県立病院等事業会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>岩手県電気事業会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>岩手県工業用水道事業会計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。</p>	会計名	令和4年度	令和3年度	増減	経営健全化基準	岩手県流域下水道事業会計	— %	— %	— ポイント	20.0%	岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	20.0%	岩手県立病院等事業会計	—	—	—	20.0%	岩手県電気事業会計	—	—	—	20.0%	岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	20.0%
会計名	令和4年度	令和3年度	増減	経営健全化基準																											
岩手県流域下水道事業会計	— %	— %	— ポイント	20.0%																											
岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	20.0%																											
岩手県立病院等事業会計	—	—	—	20.0%																											
岩手県電気事業会計	—	—	—	20.0%																											
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	20.0%																											

(参考)

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

令和4年度においては、次のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ない。

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額=流動負債等+算入地方債の現在高－流動資産等（－解消可能資金不足額）

対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業（令和2年度から）

(法非適用企業)

《非宅地造成事業》

資金の不足額=歳出額+算入地方債の現在高－歳入額等（－解消可能資金不足額）

対象公営企業：流域下水道事業（令和元年度まで）

《宅地造成事業》

資金の不足額=歳出額+算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額（－解消可能資金不足額）

ただし、歳出額+算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額+地方債残高>0のとき資金不足額は0とする。

対象公営企業：港湾整備事業

※ 算入地方債の現在高：建設事業以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（本県には該当なし）

○ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模=営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模=営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

《算定》

(単位：千円、%)

会計名	①資金不足額 (△ 1,707,955) —	②事業規模 4,260,714	資金不足比率①/② △ 40.0 —	令和3年度 △ 22.9 —	増減 △ 17.1 —
流域下水道事業	(△ 946,079) —	291,467	△ 324.5 —	△ 454.7 —	130.2 —
病院事業	(△ 12,289,678) —	94,842,911	△ 12.9 —	△ 11.7 —	△ 1.2 —
電気事業	(△ 19,772,277) —	7,208,150	△ 274.3 —	△ 282.1 —	7.8 —
工業用水道事業	(△ 1,758,979) —	854,307	△ 205.8 —	△ 150.9 —	△ 54.9 —

*資金不足額がないので「—」表示となる

9 監査の組織体制

(1) 監査委員

区分	氏名	任期
議会選出 委 員	非常勤 岩渕 誠	令和3年10月5日～令和5年9月10日
	非常勤 佐々木 茂光	令和3年10月5日～令和5年9月10日
	非常勤 五日市 王	令和5年9月22日～
	非常勤 川村 伸浩	令和5年9月22日～
識見委員	常勤 五味 克仁	令和4年4月1日～令和8年3月31日
	非常勤 中野 玲子	令和4年4月1日～令和8年3月31日

(2) 監査委員事務局組織



令和5年度 監査年報

令和6年4月 発行

岩手県監査委員事務局

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電 話 : 019-651-3111 (代表)

019-629-6251 (ダイヤルイン)

F A X : 019-629-6254

e-mail : DE0001@pref.iwate.jp

ホームページ : <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/index.html>

この内容についてのお問い合わせは、上記までご連絡ください。